

JGAAP-IFRS comparison

日本基準と国際財務報告基準(IFRS)の比較 参考情報

Version 4.0

目次

目次	2
はじめに	3
財務諸表の表示、会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬、 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業	4
連結	7
持分法	11
ジョイント・ベンチャー	13
企業結合	14
棚卸資産	16
無形資産	18
有形固定資産	21
投資不動産	24
資産の減損	26
リース	28
金融商品	30
外貨関連事項	43
法人所得税	45
引当金及び偶発事象	47
工事契約	49
収益認識	50
株式報酬	52
従業員給付	55
付録 1	58
付録 2	60
その他 IFRS 関連リソース	62

はじめに

今日、財務諸表の比較可能性の向上やグローバルな資金調達による資本コストの削減などを動機として、世界各国の会計基準が国際財務報告基準(以下、「IFRS」という。)へコンバージェンス(収斂)又は、IFRS をアドプション(全面適用)しています。

日本においても、企業会計基準委員会(ASBJ)と国際会計基準審議会(IASB)が2007年8月に「東京合意」を締結し、コンバージェンスを加速化することを合意しました。具体的には、日本において一般に公正妥当と認められる会計基準(以下、「日本基準」という。)とIFRSの間の重要な差異について2008年までに解消し、残りの差異については2011年6月30日までに解消を図ることとなっています。当該合意を踏まえたコンバージェンス・プロジェクトを通じて、日本基準とIFRSとの相違は相当程度解消されつつあります。

さらに2009年2月に金融庁がIFRS適用に関する日本版ロードマップ案を公表し、日本におけるIFRSのアドプションの検討が本格的に開始されました。

東京合意に基づくIFRSへのコンバージェンス・プロジェクトが現在も進行中ではあるものの、IFRSにおいても継続的に基準の改訂や新基準の公表が行われることから、日本基準とIFRSの間には依然として相違点も数多く存在しています。

本冊子では、二つの基準の相違点について、会計分野ごとに概説しています。2つの広範な会計基準を比較して、現実には発生しうる無数の取引の会計処理において生じうるすべての相違を網羅的に表現することは不可能と思われるが、現在の実務において最も一般的に見られると考えられる相違点にできるかぎり焦点を絞り、記述しています。

なお、編集に際しては細心の注意を払っておりますが、要約として記載していますので、一般的なガイダンスとしてのみ利用されることを意図しており、詳細な研究あるいは専門的な判断に資するものとして利用されることを意図したものではありません。詳細な文言につきましては基準書原文をご参照ください。また、特定の取引につきましては、専門家にご相談されることをお勧めいたします。

新日本有限責任監査法人、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル、およびそのメンバーファームは、本冊子を原因として発生したいかなる損害や損失についても責任を負うものではありません。本冊子の記載は、2011年6月30日の時点で有効である基準に基づいております。

財務諸表の表示、会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬、売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

▶ 重要な相違点

	日本基準	IFRS
表示が求められる会計期間	(連結財務諸表規則(以下「連結財規」)様式) 前連結会計年度及び当連結会計年度の財務諸表を併記する。	(IAS1.38, 39) 財務諸表で報告されるすべての金額について、最低1会計期間分の比較情報を開示しなければならない。
財政状態計算書(貸借対照表)と包括利益計算書(損益計算書)の様式	(連結財規 様式) 下記の財務諸表※1 の作成を求めている。 ▶ 連結貸借対照表 ▶ 連結損益及び包括利益計算書(1 計算書方式)、又は連結損益計算書と連結包括利益計算書を別個に作成(2 計算書方式)※2 ▶ 連結株主資本等変動計算書 ▶ 連結キャッシュ・フロー計算書 ▶ 連結附属明細表 ※1 会計方針を遡及適用した場合、財務諸表項目の修正再表示を行った場合、及び財務諸表項目の組替えを行った場合でも、IFRS のように開示される最も古い比較年度の期首貸借対照表の追加作成は不要 ※2 1 計算書方式と 2 計算書方式のいずれでも可	(IAS1.10) 下記の財務諸表※1,2 の作成を求めている。 ▶ 財政状態計算書 ▶ 包括利益計算書(1 計算書方式)※4、又は損益計算書と包括利益計算書を別個に作成(2 計算書方式)※3 ▶ 持分変動計算書 ▶ キャッシュ・フロー計算書 ▶ 会計方針及び注記 ※1 各計算書の名称については他のものを使用することも可 ※2 過去に遡って会計方針を適用(遡及適用)した場合、財務諸表項目の修正再表示を行った場合、及び財務諸表項目の組替えを行った場合には、上記財務諸表に加えて、開示される最も古い比較年度の期首財政状態計算書の作成も求められる。 ※3 1 計算書方式と 2 計算書方式のいずれでも可 (新基準 IAS1.10(b)) ※4 純損益及び包括利益計算書(①計算書方式)
特別(異常)損益の表示	(連結財規 62,63) 特別損益に属するものはその内容を示す名称を付した科目をもって表示する。	(IAS1.87) 収益又は費用のいかなる項目も、異常項目として、包括利益計算書もしくは損益計算書(表示されている場合)又は注記のいずれにも表示してはならない。

	日本基準	IFRS
その他の包括利益項目のうち組替調整(リサイクリング)が行われないもの	原則として、IFRS のように組替調整が行われないその他の包括利益項目は想定されていない。	(IAS1.95,96) 組替調整が行われないその他の包括利益項目がある。 (新基準 IAS1.82A) その他の包括利益について、純損益に組替調整される項目と、組替調整されない項目に分けて表示しなければならない。
非支配(少数株主)持分に帰属する当期損益及び当期包括利益合計(包括利益)の開示	(連結財規 65.3,69 の 7.2) 少数持分に帰属する当期損益は、少数株主損益として損益計算書で表示される。 包括利益のうち、親会社株主と少数株主に係る金額がそれぞれ付記される。	(IAS1.83) (新基準 IAS1.81B) 非支配持分に帰属する当期の純損益及び当期の包括利益合計の表示が求められる。
適正表示のための規定準拠からの離脱	該当する基準はない。	(IAS1.19) ある基準書等の規定に従うことによって「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」で定められている財務諸表の目的に反することとなる場合には、その規定から離脱することが必要となる場合がある(true and fair view override)。
売却目的保有に分類された非流動資産(又は処分グループ)	該当する基準はない。 ただし、「固定資産の減損に係る会計基準注解」注 2 に、減損の兆候の例として、事業の廃止又は再編成、早期の処分、用途の変更等が挙げられている。	(IFRS5.6, 15) 帳簿価額が継続使用ではなく主に売却取引により回収される場合には、当該資産等を売却目的保有に分類し、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い価額で測定する。
売却目的保有に分類された非流動資産等の減価償却の取扱い	該当する基準はない。 ただし、減損処理を行った資産については、減損損失を控除した帳簿価額に基づき減価償却を行う(「固定資産の減損に係る会計基準」三 1)。	(IFRS5.25) 売却目的保有に分類された非流動資産(又は処分グループ)は減価償却(又は償却)を中止する。

	日本基準	IFRS
売却目的保有に分類された非流動資産等の財務諸表における表示	該当する基準はない。	(IFRS5.38) 売却目的保有に分類された資産(又は処分グループに含まれる資産)、処分グループに含まれる負債、及び上記資産(又は処分グループ)に関連してその他の包括利益で認識された収益又は費用の累積額は、それぞれ他の資産、負債及び資本の項目とは区分して、財政状態計算書に表示する。 * 上記資産及び負債の主要な内訳も、一部の例外を除き、財政状態計算書の本体又は注記で開示する必要がある(IFRS5.38,39)。
非継続事業の財務諸表における表示	該当する基準はない。	(IFRS5.30, 33(a)) 以下の合計額を単一の金額として、企業の継続的な活動から生じる損益と区分して、包括利益計算書(又は損益計算書)に表示する。 ▶ 非継続事業の税引後損益 ▶ 非継続事業の資産(又は処分グループ)の売却費用控除後の公正価値での測定又は処分に際して認識される税引後損益 * 上記税引後損益を構成する収益及び費用等も、一部の例外を除き、包括利益計算書(又は損益計算書)の本体又は注記で開示する必要がある(IFRS5.33(b))。

連結

▶ 重要な相違点

	日本基準	IFRS
連結の範囲	<p>(連結財務諸表に関する会計基準(以下「連結会計基準」)6,7,13) 支配力の概念による。 親会社が、他の企業の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(意思決定機関)を支配している場合、当該他の企業に対する支配が存在する。</p> <p>日本基準には、支配の有無の判断にあたり、潜在的議決権の影響や、意思決定権の行使が本人と代理人のいずれの立場として行われるか等を考慮することを明示的に求める規定は存在しない。</p> <p>一方、IFRS10の「事実上の支配」に類似する考え方として、自らの議決権が過半数に満たない場合であっても、「緊密な者」と「同意している者」が所有する議決権を合わせた判断を行うこと、取締役会の構成、資金調達の状況及び方針決定を支配する契約の存在等を考慮することを求める規定が存在する。</p>	<p>(IAS27. 4,12, 13, 14) 支配の概念による。 親会社が、ある企業の活動の結果もたらされる便益を享受するために、当該企業の財務及び営業の方針を左右する力を有する場合に、支配が存在するものとみなされる。 支配の有無を判断する際には、現在行使又は転換可能な潜在的議決権を考慮する。</p> <p>(新基準 IFRS10,7) 支配の概念による。 以下の要件を全て満たす場合に支配を有するものと判断される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 被投資会社に対してパワーを有している。 ▶ 被投資会社への関与から生じる変動リターンにさらされている、もしくは変動リターンに対する権利を有している。 ▶ 投資会社のリターンの金額に影響を与えるようなパワーを、被投資会社に対して行使することができる。 <p>(新基準 IFRS10,B22, B47) 支配の有無を判断する際には、実態を伴う潜在的議決権を考慮する。その際は、投資企業が保有する潜在的議決権のみならず、他の当事者が保有する議決権も踏まえて判断する。</p> <p>(新基準 IFRS10. B41, B42) 投資企業が被投資企業の議決権のうち、過半数に満たない部分しか保有していない場合であっても、いわゆる「事実上の支配」が成立する可能性がある。</p> <p>(新基準 IFRS10. 18, B58) 支配の有無の判断にあたり、意思決定権保持者が意思決定権を本人として自身の利益のために行わせるか、代理にとして他の当事者のために行わせるかを考慮しなければならない。</p>

	日本基準	IFRS
連結の範囲 (例外)	(連結会計基準 14) 以下の子会社は連結の範囲から除かれる。 ▶ 支配が一時的であると認められる企業 ▶ 利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業	(IAS27.4, 12) 実質支配を有するすべての会社を連結することとしており、日本基準のような例外はない。 (IFRS10 Appendix A, IFRS9. 3.2.1) IFRS10 に従い、すべての子会社を連結しなければならない。日本基準のような例外はない。
特別目的事業体 (SPE) 及び ストラクチャード・ エンティティ (SE)	(連結範囲の見直しに係る具体的な取扱い) (投資事業組合に関する実務上の取扱い) 一定の特別目的会社につき、一定の要件を満たす場合には、子会社に該当しないものと推定する。 投資事業組合の場合は、基本的には業務執行権限の有無により判断する。	(SIC12.8) 企業と SPE との実質的な関係を検討した結果、支配が存在すると結論付けられる場合には SPE を連結対象とする。 (新基準) IFRS.10.7 の規定に照らし、投資企業が支配を有すると判断されるストラクチャード・エンティティ(SE)についても連結対象に含める。
連結会社間の会計方針の統一	(連結会計基準 17) (連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い) 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一する。 ただし、在外子会社の財務諸表が、IFRS 又は米国基準に準拠して作成されている場合には、当面の間、5 項目の調整を除いて、それらを連結決算手続上利用することができるものとする。	(IAS27.24,25) (新基準 IFRS10.19,B87) 同様の状況における類似の取引及びその他の事象については、統一された会計方針を用いて連結財務諸表を作成しなければならない。 統一すべき会計方針と異なる会計方針が用いられている場合には、連結財務諸表を作成する際に、適切な修正を行う必要がある。
子会社の決算日が異なる場合の取扱い	(連結会計基準 注 4) 親会社の連結決算日と子会社の決算日の差異が 3 か月を超えない場合には、子会社の財務諸表をそのまま連結できる。この場合、連結決算日と子会社の決算日の間に生じた重要な連結グループ内取引については、調整を行う必要がある。	(IAS27.22,23,41(c)) (新基準 IFRS10.B92,B93) 親会社及び子会社の財務諸表は、同一の報告期間の末日現在で作成しなければならない。 これらの期末日が異なる場合、実務上不可能な(あらゆる努力を払っても当該規定に準拠できない)場合を除き、親会社と同一期末日現在の財務諸表を追加作成する。実務上不可能な場合には、異なる期末日(3 か月以内)の間に生じた取引や事象のうち、連結外取引を含む重要な影響を及ぼすものについて修正しなくてはならない。

	日本基準	IFRS
非支配株主損益/ 少数株主損益の 表示	(連結会計基準 39) 連結損益計算書(2 計算書方式の場合) 又は連結損益及び包括利益計算書(1 計 算書方式の場合)の内訳項目として、税 金等調整前当期純利益に法人税額等を 加減して少数株主損益調整前当期純利 益を表示し、さらに少数株主損益を加減 した上で、当期純利益を表示する。 2 計算書方式の場合は連結包括利益計 算書、1 計算書方式の場合は連結損益 及び包括利益計算書において包括利益 を表示するとともに、併せて親会社株主と 少数株主に係る金額をそれぞれ付記す る。	(IAS1.82,83) (新基準 IAS1.81B) 当期純損益及び当期包括利益を非支配 株主に帰属する損益も含めて表示し、そ の内訳として、非支配持分に帰属する金 額及び親会社持分に帰属する金額をそ れぞれ財務諸表の本体に開示する。
子会社の欠損の 非支配持分への 配分	(連結会計基準 27) 子会社の欠損のうち、当該子会社に係る 少数株主持分に割り当てられる額が当該 少数株主の負担すべき額を超える場合 には、当該超過額は、親会社の持分に負 担させる。	(IAS27.28) (新基準 IFRS10.B94) 包括利益合計は、たとえ非支配持分の残 高が負の残高となる場合であっても、親 会社株主と非支配株主に帰属する。
子会社に対する 支配の喪失	(連結会計基準 29) (事業分離等会計基準 38,48(1)①) (企業結合及び事業分離等会計基準適用 指針 275,276,288(2)) 売却等により関連会社となる場合は持分 法による投資評価額、関連会社にも該当 しなくなる場合は個別貸借対照表上の帳 簿価額により評価する。	(IAS27.34) (新基準 IFRS10.25,B97-99) 支配を喪失した日における残余の投資を 公正価値で評価する。
子会社に対する 支配の喪失を伴 わない親会社持 分の増減	(連結会計基準 28-30) (事業分離等会計基準 48,38,17-19,39) 追加取得時は、追加取得した持分と投資 額との差額をのれん(又は負ののれん)と する。持分売却時は、持分減少額と投資 減少額の差額を子会社株式売却損益に 調整する。 子会社の時価発行増資等に伴う、親会社 の払込額と親会社の持分の増減額との 間の差額は損益とする。ただし、利害関 係者の判断を著しく誤らせるおそれがある 場合は、利益剰余金に直接加減すること ができる。	(IAS27.30)(新基準 IFRS10.23) 資本取引として会計処理する。

	日本基準	IFRS
個別財務諸表における取扱い	<p>(金融商品に関する会計基準 17)</p> <p>個別財務諸表では子会社株式及び関連会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額とする。</p>	<p>(IAS27.38) (新基準 IAS27.10)</p> <p>投資企業の個別財務諸表における子会社に対する投資、関連会社に対する投資ならびに被共同支配企業(ジョイント・ベンチャー)に対する持分は、以下のいずれかにより会計処理しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 取得原価で会計処理 ▶ IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号に従って会計処理 <p>ただし、取得原価で会計処理されている投資が IFRS 第 5 号の「売却目的保有」に該当した場合は、当該基準に従い会計処理する。</p>

持分法

▶ 重要な相違点

	日本基準	IFRS
持分法の適用範囲	(持分法に関する会計基準(以下「持分法会計基準」)6) 非連結子会社及び関連会社に対する投資については原則として持分法を適用する。	(IAS28.1,13) (新基準 IAS28.16) 関連会社に対する投資は、原則として持分法を適用して会計処理する。
持分法の適用範囲(例外)	(連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針25-26) 以下の会社は持分法の適用対象から除かれる。 ▶ 影響が一時的である場合の関連会社 ▶ 利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがある場合の非連結子会社及び関連会社	(IAS28.13,14) 投資が IFRS 第 5 号に従って売却目的保有に分類される場合は持分法を適用せず、IFRS 第 5 号にしたがって会計処理する。 (新基準 IAS28.20) 投資または投資の一部が IFRS 第 5 号に従って売却目的保有に分類される場合は持分法を適用せず、IFRS 第 5 号にしたがって会計処理する。売却目的保有に分類されない部分は、売却目的保有に分類される部分が売却されるまでは持分法を適用する。
持分法適用会社との会計方針の統一	(持分法会計基準 9) (持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い) 同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社(その子会社を含む。)及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一する。 さらに、在外関連会社については、当面の間、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」に準じて行うことができるものとする。 なお、関連会社について統一のために必要な情報を入手することが極めて困難と認められるときには、「親子会社間の会計処理の統一に関する当面の監査上の取扱い」に定める、「統一しないことに合理的な理由がある場合」にあたるものとする。	(IAS28.26,27) (新基準 IAS28.35,36) 投資企業の財務諸表は、同様の状況における類似の取引及びその他の事象については、統一の会計方針を用いて作成しなければならない。 同様の状況における類似の取引及びその他の事象について、関連会社が投資企業とは異なる会計方針を用いている場合には、投資企業が持分法を適用する際に、その財務諸表に適切な修正を行う必要がある。

	日本基準	IFRS
被投資会社の決算日が異なる場合の取扱い	<p>(持分法会計基準 10)</p> <p>持分法の適用にあたっては、投資会社は、被投資会社の直近の財務諸表を使用する。</p> <p>投資会社と被投資会社の決算日に差異があり、その差異の期間内に重要な取引又は事象が発生しているときには、必要な修正又は注記を行う。</p>	<p>(IAS28.24.25)</p> <p>(新基準 IAS28.33,34)</p> <p>投資企業は関連会社の直近の財務諸表を用いなければならない。投資企業と関連会社の報告期間の末日が異なる場合には、実務上不可能な場合を除き、関連会社は投資企業向けに投資企業の報告期間の末日現在での財務諸表を作成する。</p> <p>実務上不可能な場合には、異なる期末日(3ヶ月以内)の間に生じた取引及び事象のうち、第三者との取引を含む重要な影響を及ぼすものについては修正しなくてはならない。</p>
持分法投資の減損)	<p>(持分法会計に関する実務指針 9)</p> <p>(資本連結手続に関する実務指針 32)</p> <p>投資会社の個別財務諸表で関係会社株式を減損処理した場合で、減損処理後の簿価が連結財務諸表上の簿価を下回った場合には、当該差額に対応するのれんを一時償却する</p>	<p>(IAS28.31-33)</p> <p>(新基準 IAS28.40-42)</p> <p>持分法投資ののれんは個別には認識されず、投資の帳簿価額に含まれる。したがって、当該のれんは単独で年次の減損テストの対象とされない。ただし、持分法適用後の残高に関して、減損損失を認識すべきか否か決定するために、IAS 第 39 号を適用する必要がある(減損の兆候の検討)。</p> <p>さらに減損テスト(減損の測定)には IAS 第 36 号を適用する。</p> <p>なお、当該減損は、その後投資の回収可能価額が回復した範囲において、戻し入れられる。</p>
持分法の適用中止時の取扱い	<p>(持分法会計基準 15)</p> <p>(事業分離等に関する会計基準 41(2), 48(1)①)</p> <p>(企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針 278(2),290(2)</p> <p>関連会社株式の売却等により被投資会社が関連会社に該当しなくなった場合には、残存する当該被投資会社に対する投資は、個別貸借対照表上の帳簿価額により評価する。</p> <p>企業結合により、関連会社から関連会社及び共同支配企業にも該当しなくなる場合には、これまで持分法を適用していた結合企業又は被結合企業の株式は、個別貸借対照表上の帳簿価額(結合後企業の株式の時価等)をもって評価する。</p>	<p>(IAS28.19)</p> <p>(新基準 IAS28.22)</p> <p>関連会社ではなくなった時点における公正価値をIFRS 第9号に基づく金融資産としての当初認識時の公正価値とみなす。</p>

ジョイント・ベンチャー

▶ 重要な相違点

	日本基準	IFRS
ジョイント・ベンチャー	(企業結合に関する会計基準 39(2)) 共同支配投資企業は、共同支配企業に対する投資について持分法を適用する。	(IAS31.30, 38) ジョイント・ベンチャーのうち、「被共同支配企業」は以下のいずれかの方法により会計処理される。 ▶ 比例連結 ▶ 持分法 (新基準 IFRS11.20, 24) 共同契約のうち、共同営業(ジョイント・オペレーション)は、自らの資産、負債、収益及び費用並びに/又は当事者に共通して発生したそれらに対する持分相当額を認識する方法により会計処理される。ジョイント・ベンチャーは、持分法により会計処理される。
個別財務諸表における被共同支配企業(ジョイント・ベンチャー)に対する持分の会計処理	(企業結合会計適用指針 301) 共同支配投資企業に対する投資(共同支配企業株式)は個別財務諸表上、会計会社株式等の適切な科目をもって表示する。 (金融商品に関する会計基準 17) 個別財務諸表では子会社株式及び関連会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額とする。	(IAS27.38) (新基準 IAS27.10) 投資企業の個別財務諸表における子会社に対する投資、関連会社に対する投資ならびに被共同支配企業(ジョイント・ベンチャー)に対する持分は、以下のいずれかにより会計処理しなければならない。 ▶ 取得原価で会計処理 ▶ IFRS 第9号(及びIAS 第39号)に従って会計処理 ただし、取得原価で会計処理されている投資がIFRS 第5号の「売却目的保有」に該当した場合は、当該基準に従い会計処理する。

企業結合

▶ 重要な相違点

	日本基準	IFRS
企業結合の定義	(企業結合に関する会計基準(以下「企業結合会計基準 5」) ある企業(会社及び会社に準ずる事業体をいい、会社、組合その他これらに準ずる事業体を指す。以下同じ)又はある企業を構成する事業と他の企業又は他の企業を構成する事業とが一つの報告単位に統合されること。	(IFRS3.付録 A) 取得企業が 1 つ又は複数の事業に対する支配を獲得する取引又はその他の事象
企業結合の会計処理	(企業結合会計基準 17) 共同支配企業の形成及び共通支配下の取引以外の企業結合は、取得とされ、パーチェス法が適用される。	(IFRS3.4) 取得法(Acquisition method)を適用して各企業結合を会計処理する。 *IFRS 第 3 号は、ジョイント・ベンチャーの設立及び共通支配下の企業又は事業の結合などには適用されない(IFRS3.2)。
取得関連費用(企業結合に直接要した、取得の対価性が認められる費用)	(企業結合会計基準 26) 企業結合の原価に含める(結果としてのれんの一部に含まれる)。	(IFRS3.53) 負債性もしくは資本性金融商品の当初認識額から控除される発行費用を除き、サービスを受けた期間の費用として処理する。
条件付(取得)対価とその事後的な変動に伴うのれんの修正	(企業結合会計基準 27) 条件付取得対価として交付又は引渡しはが確定となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で対価として認識し、のれんを修正する。修正は暫定的な会計処理の期間内(企業結合日から1年以内)に限られない。	(IFRS3.39, 58, BC349) 経済的便益の流出可能性に係わらず、条件付対価を移転した対価に含め、取得日現在の公正価値で必ず認識する(公正価値は信頼性をもって測定できるとみなされる)。条件付対価の公正価値の事後的な変動があっても、取得日にすでに存在した事実と状況に関する情報を測定期間中に得た場合を除き、のれんを修正しない。
偶発負債の認識	(企業結合会計基準 30) 取得後に発生することが予測される特定の事象に対応した費用又は損失であって、その発生の可能性が取得の対価の算定に反映されている場合には、負債として認識する。	(IFRS3.23) 過去の事象に起因する「現在の債務」であって、その公正価値が信頼性をもって測定できる場合には、経済的便益を有する資源の流出可能性に係わらず認識する。

	日本基準	IFRS
企業結合で取得した無形資産の取扱い	(企業結合会計基準 28,29) (企業結合会計適用指針 59,370) 識別可能な無形資産であり、かつ、その合理的な価額を算定できる場合には、のれんとは分離して認識する。	(IFRS3.B31, IAS38.33) 識別可能な無形資産は、のれんとは区別して認識する。なお、企業結合で取得される無形資産については、信頼性のある測定を常に実施できるものとみなされる。
企業結合を通じて再取得した権利(例:取得企業が以前に供与した商標権)	該当する基準はない。	(IFRS3.29) 無形資産の認識要件を満たす場合には、残存契約期間に基づき算定した金額で、のれんと区別して無形資産として認識する。
のれんの当初認識と非支配持分(少数株主持分)の測定方法	(企業結合会計基準 31) のれんとは、被取得企業又は取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される(購入のれんアプローチのみ)。 (連結財務諸表に関する会計基準(以下「連結会計基準」)20) 全面時価評価法により、子会社の資産及び負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する。 *IFRS で選択できるような、少数株主持分自体を支配獲得日の時価で評価する処理は認められていない。	(IFRS 3.19,32) 企業結合ごとに、以下のいずれかを選択できる。 1)非支配持分も含めた取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて認識する方法(全部のれんアプローチ)。 2)非支配持分は、取得企業の識別可能純資産の公正価値に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法(購入のれんアプローチ)。
のれんの取扱い	(企業結合会計基準 32, 連結会計基準 24) 20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他合理的な方法により償却する。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。 (固定資産の減損に係る会計基準二 8)のれんに減損の兆候がある場合には、減損損失を認識するかどうかを判定する。	(IFRS3.B63(a), IAS36.88,90,) 規則的な償却は行わず、減損の兆候が無くても毎期1回、さらに減損の兆候がある場合には追加で、減損テストの対象となる。

棚卸資産

▶ 重要な相違点

	日本基準	IFRS
棚卸資産の原価	(財務諸表等規則 90, 同ガイドライン 90) 仕入割引について、営業外収益として処理する。	(IAS2.11) 値引き、割戻し、仕入割引及びその他の類似のものは購入原価の算定上控除される。
原価配分方法	(棚卸資産の評価に関する会計基準(以下、「基準」)6-2,34-4) [棚卸資産の評価方法] 個別法、先入先出法、平均原価法、売価還元法 なお、一定の場合には、最終仕入原価法が容認される。	(IAS2.21-27) 〔原価の配分方法〕 個別法、先入先出法、加重平均法 〔原価の測定技法〕 実際原価法が原則と考えられるが、標準原価法、売価還元法も例示されている。標準原価法及び売価還元法はその適用結果が原価と近似する場合にのみ、簡便法として認められる。
固定製造間接費の配賦(正常生産能力)	(原価計算基準四(一)2, 四七(一)3) 固定製造間接費の配賦に用いる操業度として、予定操業度や正常操業度等が挙げられている。 予定価格が不適當なため、比較的多額の原価差異が生ずる場合、原価差異は、売上原価と期末棚卸資産に配賦する。	(IAS2.13) 固定製造間接費の配賦は、生産設備の正常生産能力に基づいて行われる。 未配賦となる固定製造間接費の不利差異は、当期の費用とし(期末残高に配賦しない)、逆に生産水準が異常に高い期間にあっては、固定製造間接費の配賦額を減少させなければならない(有利差異を期末残高に配賦する)。
借入費用の原価算入	(連続意見書 130, 業種別監査研究部会 460) 不動産開発事業を行う場合においては、一定の要件を満たす支払利子を原価に算入することが認められる。	(IAS23.7-8) 棚卸資産が IAS 第 23 号の要件を満たす場合には、原則として、その原価に資産化適格借入費用を含めなければならない。

	日本基準	IFRS
棚卸資産の評価	<p>(基準 7, 15, 16)</p> <p>期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として処理する。</p> <p>トレーディング目的で保有する棚卸資産については、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額(評価差額)は、当期の損益として処理する。なお、具体的な適用は、金融商品会計基準における売買目的有価証券に関する取扱いに準ずることとしている。</p>	<p>(IAS2.6, 9, 34)</p> <p>棚卸資産は原価と正味実現可能価額、即ち、見積販売価額から完成までに要する見積原価と見積り販売諸費用を控除した額とのいずれか低い額で計上しなくてはならない。</p> <p>評価減を行う場合、原価と正味実現可能価額との差額は、当期の費用として処理する。</p> <p>(IAS2.4)</p> <p>販売費用控除後の公正価値で棚卸資産を測定するコモディティ・ブローカー/トレーダーは IAS2 の測定に関する規定から除外される。</p>
評価減の戻入れ	<p>(基準 14,17)</p> <p>簿価切下額の戻入れを行う洗替法及び戻入れを行わない切放法の選択適用可能。</p> <p>ただし、臨時の事象の場合には、洗替法を適用していても簿価切下額の戻入れを行ってはならない。</p>	<p>(IAS2.33)</p> <p>評価減の原因となった従前の状況がもはや存在しない場合、又は経済的状況の変化により正味実現可能価額が増加したという明確な証拠がある場合には(当初の評価損の金額を上限として)評価減の戻入れを行う。</p>

無形資産

▶ 重要な相違点

	日本基準	IFRS
個別規定	無形資産の会計処理を規定する単一の包括的基準は存在しない。	(IAS38) 無形資産の当初認識及び測定は、個別に又は企業結合の一環として外部より取得されたか、又は内部的に創設されたか等により異なる。IAS 第 38 号は、これらのすべての状況をカバーする会計基準である。
定義	(財務諸表等規則 28) 無形資産の定義に関する個別規定は存在しないが、以下が例示されている。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ のれん ▶ 特許権 ▶ 借地権(地上権を含む) ▶ 商標権 ▶ 実用新案権 ▶ 意匠権 ▶ 鉱業権 ▶ 漁業権(入漁権を含む) ▶ ソフトウェア ▶ リース資産 など 	(IAS38.8-17) 無形資産の定義は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 過去の事象の結果として、企業が支配している。 ▶ 将来の経済的便益が企業に流入することが期待されている。 ▶ 物理的な実態のない識別可能な非貨幣性資産である。
当初認識(認識要件)	無形資産の認識要件に関する明文規定はない。	(IAS38.18, 21) 無形資産は、上記の定義に合致し、さらに以下を満たす場合にのみ認識されなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 資産に起因する、期待される将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高い。 ▶ 資産の取得原価を、信頼性をもって測定できる。

	日本基準	IFRS
企業結合により取得した仕掛研究開発費	<p>(企業結合会計基準 28,29) (企業結合会計適用指針 59, 367)</p> <p>企業結合日時点において識別可能かつ、独立した価格を合理的に算定できる場合には、当該資産について、企業結合日時点の時価を基礎にして取得原価を配分する。法律上の権利など分離して譲渡可能な無形資産は、識別可能なものとして取り扱う。</p> <p>上記に関する事後的な支出については、自己創設研究開発費と同様の処理を適用する(すなわち、すべて発生時に費用として処理しなければならない)。</p>	<p>(IAS38.33,34, 42, 43)</p> <p>取得企業は、被取得企業の仕掛研究開発費が下記の要件を満たすことにより無形資産の定義に合致する場合には、のれんから区別して資産として認識しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 資産の定義を満たす。 ▶ 識別可能である。 <p>識別可能な無形資産は、その公正価値を常に信頼性をもって測定できるとみなされる。</p> <p>上記に関する事後的な支出については、自己創設研究開発費と同様の処理を適用する(すなわち、一定の要件を満たす自己創設開発費のみ資産計上する)。</p>
自己創設研究開発費	<p>(研究開発費会計基準 三,(注3))</p> <p>研究開発費は、すべて発生時に費用として処理しなければならない。 ソフトウェア制作費のうち、研究開発に該当する部分も研究開発費として費用処理する。</p>	<p>(IAS38.52-62)</p> <p>研究費は発生した時点で費用として認識する。</p> <p>開発費については、技術上の実行可能性や使用又は売却するという企業の意図等、一定の要件がすべて立証可能な場合のみ、無形資産として認識しなければならない(満たさない場合には発生時に費用処理する)。 コンピュータ・ソフトウェアの研究開発費に関する個別の指針はない。</p>
事後測定	<p>(企業会計原則第三 4(一)B, 5)</p> <p>無形固定資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない。表示上、減価償却額を控除した未償却残高を記載する(再評価は認められていない)。</p>	<p>(IAS38.72, 75)</p> <p>当初認識後の測定においては、原価モデルと再評価モデルの選択適用が認められている。</p> <p>再評価額とは、再評価日における公正価値から再評価日以降の償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額をいう。</p> <p>再評価モデルの適用は、無形資産の公正価値が活発な市場を参照することにより決定可能な場合のみ認められる。</p>

	日本基準	IFRS
償却(耐用年数)	<p>実務では法人税法に規定された期間に従った、定額法での償却が一般的である(ただし、研究開発費会計基準 四 5 にソフトウェアの償却方法に関する個別規定あり)。</p>	<p>(IAS38.88, 89, 102, 104, 108) 無形資産の耐用年数が確定可能(有限)であるか確定できないかを査定する。確定可能(有限)な耐用年数を有する無形資産はその期間にわたり償却する。償却方法、耐用年数及び残存価額に関しては、每期見直しが求められる。関連するすべての要因を分析した結果、その資産が企業に正味のキャッシュ・インフローをもたらすと期待される期間について、予測可能な限度がない場合には、その無形資産の耐用年数は確定できないものとする。 耐用年数を確定できない無形資産は償却しないが、每期減損テストを実施する必要がある。</p>
広告費	<p>広告費に限定した基準は存在しない。</p>	<p>(IAS38.69, 69A, 70) 広告宣伝費用は発生時に費用処理される。前払費用は商品の利用またはサービスの提供の前に支払がなされる場合のみ資産計上される。</p>

有形固定資産

▶ 重要な相違点

	日本基準	IFRS
交換により取得した資産の原価の測定	<p>(圧縮記帳に関する監査上の取扱い) 異種資産の交換は、原則として、譲渡資産又は取得資産の公正な市場価額を取得価額とする。</p> <p>交換により同一種類、同一用途の固定資産を取得した場合、譲渡資産の帳簿価額を取得資産の取得価額とする。</p>	<p>(IAS16.24) 交換によって取得した資産は、交換取引が経済的実質を欠いているか、又は受入資産にも引渡資産にも信頼性をもって測定できる公正価値がない場合を除き、公正価値をもって測定する。</p> <p>取得資産を公正価値で測定しない場合、取得原価は引渡資産の帳簿価額とする。</p>
借入費用の資産計上	<p>(「連続意見書第三 有形固定資産の減価償却について」第 1、四、2) (自家建設) 固定資産を自家建設した場合には、適正な原価計算基準に従って製造原価を計算し、これに基づいて取得原価を計算する。建設に要する借入資本の利子で稼働前の期間に属するものは、これを取得価額に算入することができる。</p>	<p>(IAS23.5) 適格資産とは、意図した使用または売却が可能になるまでに相当の期間を必要とする資産をいう。</p> <p>(IAS23.8) 企業は、適格資産の取得、建設又は製造に直接帰属する借入費用を当該資産の一部として資産化しなければならない。また、上記に該当しない借入費用を発生時に費用として認識しなければならない。</p>

	日本基準	IFRS
解体及び除却費用ならびに原状回復費用等	<p>(資産除去債務に関する会計基準 3, 6, 7, 11, 14), (資産除去債務適用指針 9) 資産除去債務計上額を関連する有形固定資産の帳簿価額に加える。</p> <p>資産除去債務には、除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものを計上する。</p> <p>資産除去債務の割引率は負債計上時に決定し、その後の変更は行わない(ただし、将来 CF の見積額が増加した場合は、その時点の割引率に変更し、減少した場合は負債計上時の割引率を用いる)。</p> <p>時の経過による資産除去債務の調整額は、損益計算書上、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上する。</p> <p>敷金が資産計上されている場合、簡便的に敷金の回収が見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によることができる。</p>	<p>(IAS16.16(c), 18, IAS37.10, 14, 19, 45, 47, IFRIC1.3, 8)</p> <p>IAS 第 37 号に従い、引当金の認識要件を満たす解体及び除却費用ならびに原状回復費用等は、有形固定資産の取得原価に含める。IAS 第 37 号の引当金には、法的債務及び推定的債務が含まれる。</p> <p>有形固定資産が原価モデルで測定されており、割引率が事後的に変更された場合は、引当金を再測定し、変動額を取得原価に加減する。</p> <p>引当金の割引に関する振戻しは、金融費用として費用計上する。</p> <p>日本基準にある敷金に関する例外処理は、認められない。</p>
取得後の支出	<p>該当する基準はない。</p> <p>通常は、資産の耐用年数を延長させる又は性能を向上させる支出は資本的支出として資産計上され、現在の性能を維持するための支出は修繕費として処理される。</p>	<p>(IAS16.7, 12, 13)</p> <p>資産に関連する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、かつ、当該資産の取得原価を信頼性をもって測定できる場合に資産計上する。それ以外の場合は、発生時に費用処理する。</p>
資産に関する政府補助金	<p>(企業会計原則注解 24)</p> <p>国庫補助金、工事負担金で取得した資産については、国庫補助金等に相当する金額をその取得原価から控除することができる。</p> <p>(圧縮記帳に関する監査上の取扱い)</p> <p>圧縮記帳額を剰余金の処分によって積立金として計上した場合も監査上妥当なものとして取り扱われる。</p>	<p>(IAS20.24)</p> <p>資産に関する政府補助金は、財政状態計算書において、繰延収益又は関連資産の帳簿価額から控除して表示される。</p>

	日本基準	IFRS
事後測定	取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定する(再評価は認められていない)。	(IAS16.29-31) 原価モデル又は再評価モデルのどちらかを会計方針として選択し、同一種類のすべての有形固定資産に適用しなければならない。 再評価モデルを選択した場合、帳簿価額が報告期間の期末日における公正価値と大きく相違しないよう、再評価を定期的実施しなければならない。
減価償却単位	該当する基準はない。	(IAS16.43) 有形固定資産項目の全体の取得原価に関して重要となる取得原価を持つ構成部分について、個別に減価償却する。
残存価額、耐用年数、減価償却方法の再検討	(監査・保証実務委員会報告第81号2) 減価償却は合理的に決定された一定の方式に従い、每期計画的、規則的に実施しなければならない。	(IAS16.51, 61) 残存価額、耐用年数、減価償却方法は少なくとも各事業年度末に再検討する必要がある。
減価償却方法の変更	(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準 11, 18, 19, 20) 有形固定資産の減価償却方法は、会計方針に該当するが、その変更については、会計上の見積りの変更と区別することが困難なものとして、会計上の見積りの変更と同様に取り扱う。ただし、変更の内容及び変更の正当な理由、当期(一定の場合は将来期間)への影響額を注記する。将来への影響額を合理的に見積ることが困難な場合には、その旨を注記する。	(IAS16.61) 減価償却方法の変更は会計上の見積りの変更として会計処理しなければならない。

投資不動産

▶ 重要な相違点

	日本基準	IFRS
複数用途の不動産	<p>(賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準(以下、「賃貸等不動産会計基準」)7, 適用指針 7 項, 17 項)</p> <p>賃貸等不動産とそれ以外の部分の区分にあたっては「管理会計上の区分方法その他の合理的な方法を用いる」ことから、基本的には区分することが想定されている。</p> <p>賃貸等不動産として使用される部分の割合が高い場合には、賃貸等不動産とその他を区分して開示、賃貸等不動産として使用される部分の割合が低い場合には、全体を賃貸等不動産以外の有形固定資産等で処理し開示対象外とすることも可能である。</p>	<p>(IAS40.10)</p> <p>投資不動産とその他の部分が区分処理(売却・ファイナンスリース)可能な場合には、区分処理する。</p> <p>区分処理が不可能な場合で、自家使用部分の重要性が低い場合には、全体を投資不動産として処理する。</p> <p>区分処理が不可能な場合で、自家使用部分の重要性が高い場合には、全体を投資不動産以外で処理する。</p>
開発中の不動産	<p>(賃貸等不動産会計基準 6)</p> <p>将来において賃貸等不動産として使用される予定で開発中の不動産や継続して賃貸等不動産として使用される予定で再開発中の不動産も含まれる。</p>	<p>(IAS40.8(e))</p> <p>将来投資不動産として使用する目的で建設又は開発中である不動産は、投資不動産として分類される。</p>
役務の提供がなされる不動産	<p>(賃貸等不動産会計基準 28)</p> <p>不動産の占有者に対する付随的なサービスの重要性を判断することは困難なため、形式的な区分を重視して決定する。</p> <p>賃貸されている不動産は賃貸等不動産として開示する。</p> <p>ホテルなどのように、自ら運営している不動産は開示対象外である。</p>	<p>(IAS40.11, 12, 14)</p> <p>賃貸している不動産の占有者に対する付随的なサービスが重要でない場合には、投資不動産として処理する。</p> <p>不動産の占有者に対する付随的なサービスが重要な場合には、自己使用不動産として処理する。</p> <p>上記の判断が困難な場合、両者の区分に用いた判断根拠を開示しなければならない。</p>
当初認識後の測定	<p>(注記による開示だけであるため、特に明示された基準はなく)原価モデルのみ。</p>	<p>(IAS40.30)</p> <p>原価モデル又は公正価値モデルの選択が可能である。</p>

	日本基準	IFRS
公正価値モデルでの測定	該当する基準はない。	(IAS40.33, 35, 53A, 53B, 54) 公正価値モデルを選択する企業は、一定の場合を除き、すべての投資不動産を公正価値で評価しなければならない。 投資不動産の公正価値の変動は、発生した期の損益として処理される。 建設中の投資不動産に関しても原則として同じ考え方であるが、実務を配慮した特別な取り扱いが定められている。
公正価値の算定	(同適用指針 11) 賃貸等不動産の当期末における時価とは、通常、観察可能な市場価格に基づく価額をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう。 賃貸等不動産に関する合理的に算定された価額は、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省)による方法又は類似の方法に基づいて算定する。	(IAS40.32, 36) 投資不動産の公正価値は、不動産取引の知識がある自発的な当事者間で第三者間取引条件により交換される場合の価格である。 一定の実績を有している独立した鑑定人の評価の利用を奨励するが、要求するものではない。

資産の減損

▶ 重要な相違点

	日本基準	IFRS
減損の兆候の検討	(固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(以下「適用指針」)11-17) より具体的な数値基準を用いる(例:市場価格が帳簿価額から50%以上下落)。	(IAS36.12) より広い意味合いを有する状況証拠であり、感応度が高いため、より早期に減損の兆候が把握される傾向にある。 また、純資産の帳簿価額が、その企業の株式の時価総額を超過している場合も、減損の兆候として認められる例の一つとされている。
減損プロセスー減損の認識判定に用いる数値	(固定資産の減損に係る会計基準(以下「基準」)2, 3) 2段階アプローチ 最初に回収可能性テスト(資産の帳簿価額を、使用及び最終的処分を通じて発生する割引前将来キャッシュ・フローの総額と比較する)を行う。その結果、資産の帳簿価額が割引前キャッシュ・フローの総額よりも大きいため、回収不能と判断された場合、資産の帳簿価額を公正価値(割引後)まで減額するように減損損失を認識する。	(IAS36.59) 1段階アプローチ 資産の帳簿価額がその回収可能価額を上回る場合に、その差額を減損損失として認識する。 回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額となる。
減損損失の戻入れ	(基準三2) あらゆる資産について禁止される。	(IAS36.110, 117, 124) のれんについては禁止されるが、他の資産については、毎年、戻入れの兆候について検討しなければならない。適切な場合は、償却分を調整した当初の帳簿価額を超えないように新たに見積った回収可能価額を上限として、損失を戻し入れる。

	日本基準	IFRS
のれんの配分	<p>(基準二 8)</p> <p>減損損失の認識の判定は、のれんが帰属する事業に関連する複数の資産グループにのれんを加えた、より大きな単位で行う。</p> <p>のれんの帳簿価額を、帰属する事業に関連する資産グループに合理的な基準で配分することができる場合には、のれんの帳簿価額を各資産グループに配分したうえで減損損失の認識の判定をすることができる。</p>	<p>(IAS36.80, 84)</p> <p>のれんは資金生成単位又は、資金生成単位グループに配分される必要がある。のれんを配分する資金生成単位又は資金生成単位グループは以下の定めによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 内部管理目的でのれんがモニターされる最小単位でなければならない。 ▶ IFRS 第 8 号「事業セグメント」5 項により決定された集約前事業セグメントよりも大きなものであってはならない <p>なお、企業結合時ののれんの配分が、結合が行われた会計年度末までに完了出来ない場合には、翌会計年度末までに完了させる必要がある。</p>

リース

▶ 重要な相違点

	日本基準	IFRS
ファイナンス・リースの定義	<p>(リース取引に関する会計基準(以下「基準」)5, リース取引に関する会計基準の適用指針(以下「適用指針」)9) 解約不能かつフルペイアウトの要件を充足するリース取引をいい、以下の判定基準が用いられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、見積現金購入価額の概ね 90%以上 ▶ 解約不能のリース期間が、当該リース物件の経済的耐用年数の概ね 75%以上 	<p>(IAS17.4, 8, 10) 資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて借手に移転するリース取引をいい、所有権移転の有無は問わない。 リースがファイナンス・リースであるか、オペレーティング・リースであるかは、契約の形式よりも取引の実質により判断される。</p>
ファイナンス・リースの借手の資産及び負債の測定	<p>(適用指針 22, 34, 35, 37, 45, 46) リース資産及びリース債務の価額は以下のとおり。 〈貸手の購入価額等が明らかな場合〉 所有権移転: 貸手の購入価額 所有権移転外: 貸手の購入価額、又は、リース料総額(残価保証額を含む)の割引現在価値のいずれか低い金額 〈貸手の購入価額等が不明の場合〉 リース料総額(所有権移転の場合は割安購入選択権の行使価額を含む)の割引現在価値又は、借手の見積現金購入価額のいずれか低い金額 ただし、以下のいずれかを満たす場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、リース料総額が当該基準額以下のリース取引 ▶ リース期間が 1 年以内のリース取引 ▶ (所有権移転外のみ)事業内容に照らして重要性の乏しい、リース契約 1 件当たりのリース料総額が 300 万円以下のリース取引 	<p>(IAS17.20) リース期間の開始日において、いずれもリース開始日に算定したリース資産の公正価値と最低リース料総額の現在価値のいずれか低い方の金額で、資産及び負債として認識する。 なお、日本基準のような簡便的な取扱いは定められていない。</p>

	日本基準	IFRS
ファイナンス・リースの貸手の会計処理－重要性がない場合の取扱い	(適用指針 59, 60) 所有権移転外ファイナンス・リースの貸手としてのリース取引の重要性が乏しいと認められる場合は、利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分することができる。	(IAS17.39) 金融収益は、当該ファイナンス・リースについて貸手の正味リース投資未回収額に対して一定の期間利益率を反映する方法で認識しなければならない。日本基準のような重要性がない場合の取扱いに関する明文規定はない。
所有権移転外ファイナンス・リースの減価償却方法	(基準 39) 企業の実態に応じ、自己所有の固定資産と異なる償却方法を選択することができる。	(IAS17.27) 所有権移転の有無による会計処理の区別はなく、借手が所有する他の償却資産について採用する償却方法と首尾一貫させなければならない。
オペレーティング・リース(インセンティブ)	該当する規定はない。	(SIC15) インセンティブはリースの正味の対価の一部を構成するものとして、借手及び貸手ともに原則、定額法でリース期間にわたって認識する。定額法以外の方法でより適切な方法があればその方法による。

金融商品

▶ 重要な相違点

	日本基準	IFRS
当初測定	(実務指針 102 項) 同様の前提を置いていないため、非市場デリバティブについて、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額があれば、評価額として使用することができる。	(IAS 39.AG76A) 活発な市場で取引されておらず、価格評価モデルへの入力値が市場において観察できない場合、損益を当初認識時に純損益として計上することはできない。
取引費用の取得原価算入	(金融商品会計に関する実務指針(以下「実務指針」) 29, 56) 金融資産の取得時における付随費用は、原則として取得価額に含める。 ただし、経常的に発生する費用で、対応関係が明確でない付随費用は、取得価額に含めないことができる。	(IAS39.43) 金融資産又は金融負債が純損益を通じて公正価値で測定されない場合には、取引費用を取得原価に加算する。 金融資産又は金融負債が純損益を通じて公正価値で測定される場合は、取引費用を取得原価に含めない。
事後総測定総論	(基準 14 項、15-18 項) 債権と有価証券に分けて捉え、基本的には有価証券のみを分類の対象としている。	(IAS 39.46, 55) すべての金融商品が 5 つの区分への分類の対象となる。
満期保有投資	(実務指針 274 項、Q&A Q22) 満期保有目的の債券へ分類されるための要件として、信用リスクの高くない債券のみが対象となる。 (実務指針 86 項) 仕組債については、リスクが元本に及ぶため、組込デリバティブを区分処理しても満期保有目的の条件を満たさない。 (実務指針 83 項) 保有目的の変更を行った場合、変更を行った事業年度を「含む」2 事業年度においては、取得した債券を満期保有の債券に分類することが禁止される。 (実務指針 82 項) 左記の処理は認められない。	(IAS 39.46(b)) 償却原価による測定を行う際に、信用リスクによる価値の低下を加味して将来キャッシュ・フローを見積り、実効金利を決定する。 (IAS 39.11) 仕組債であっても、組込デリバティブ分離後の原商品については、満期保有投資として区分することが可能である。 (IAS 39.9) 当事業年度又はそれに「先立つ」2 事業年度において売却や振替があった場合は、満期保有投資への分類は禁止される。 (IAS 39.54) ペナルティー期間経過後に売却可能資産から満期保有投資への振替を行うことを認めている。

	日本基準	IFRS
	(基準 20 項、実務指針 91 項) 時価のある満期保有目的の債券の減損損失の算定時には、時価を使用する。	(IAS 39.63) 減損損失の算定時には、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を使用する。
貸付金及び債権	有価証券の分類として当該区分は存在しない。 (基準 14 項) 債権は原則として取得価額から貸倒見積額を控除して事後測定を行う。	(IAS 39.46(a)) 短期債権等を除いて実効金利法に基づく償却原価(減損控除後)を適用する。
低利、無利息での貸付の公正価値	該当する基準はない。 実務では、貸付金額(償却原価)で認識することが一般的である。	(IFRS9.B5.1.1, B5.1.2 / IAS39.AG64, AG65)無利息あるいは市場金利と乖離した金利での貸付は、たとえば、同じ信用格付を有する類似の金融商品の市場金利を用いて DCF 法により公正価値を算定し、当該金額で当初測定し、実効金利法で事後測定しなければならない。なお、当初の貸付額との差額は、その実質に応じて処理する。
公正価値測定の範囲	(実務指針 63 項但書) 市場で売買されない株式については、時価のないものとして取り扱う。 (実務指針 104 項) 取引慣行が成熟していない一部のウェザー・デリバティブ等で公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。	(IAS 39.AG80,AG81) 公表価格がない資本性金融商品及びそのデリバティブについて、公正価値が信頼性をもって測定できない場合に限り、取得原価による測定を認めており、このようなケースは稀であるという前提を置いている。 (IAS 39.46) 公表価格のない資本性金融商品を基礎変数とするものではなく、IFRS 第 4 号に基づく保険契約として取り扱われない場合、デリバティブは常に公正価値で測定される。
ローン・コミットメント	(実務指針 139) 当座貸越契約(これに準ずる契約を含む。)及び貸出コミットメントについて、貸手である金融機関等は、その旨及び極度額又は貸出コミットメントの額から借手の実行残高を差し引いた額を注記する。	(IFRS9.2.1, 4.2.1 / IAS39.4, 47) 一定のローン・コミットメントは、信用供与時に公正価値で金融負債として認識される。

	日本基準	IFRS
通常の方法による金融資産の購入又は売却	(実務指針 22, 26) 有価証券の売買契約については、約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の間である場合、売買約定日に買手は有価証券の発生を認識し、売手は有価証券の消滅の認識を行う。 ただし、保有目的区分ごとに買手は約定日から受渡日までの時価の変動のみを認識し、また、売手は売却損益のみを約定日に認識する修正受渡日基準によることができる。 貸付金及び借入金は、資金の貸借日にその発生を認識し、その返金日に消滅を認識する。	(IFRS9.3.1.2 / IAS39.38) 通常の方法による金融資産の購入又は売却については、取引日会計又は決済日会計により、認識及び認識の中止を行わなければならない。
金融資産の認識の中止	(金融商品に関する会計基準(以下「基準」) 12) 財務構成要素アプローチに基づき、金融資産の消滅を認識する。	(IFRS9.3.2.6 / IAS39.20) リスク経済価値アプローチに基づき、金融資産の認識を中止する。 金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転したわけでも、ほとんどすべてを保持しているわけでもない場合は、「支配」の有無を検討する。 引き続き支配を保持している場合は、継続的関与アプローチに基づき認識を継続する。
金融資産の譲渡による新たな資産・負債	(実務指針 37, 38, 39) 金融資産の消滅時に新たに発生した資産及び負債は譲渡時の時価で計上する。 金融資産の消滅時に残存部分又は新たに生じた資産(デリバティブ)について時価を合理的に測定できない場合、その時価はゼロとして譲渡損益を計算し、その当初計上額もゼロとする。 新たに生じた負債について時価を合理的に測定できない場合、その当初計上額は、当該譲渡から利益が生じないように計算した金額とする。	(IFRS9.3.2.11 / IAS39.25) 金融資産の譲渡による新たな金融資産、金融負債又はサービス負債は公正価値で認識しなければならない。
ローン・パーティシペーションの取扱い	(基準 42, 実務指針 41) 債権に係るリスクと経済的利益のほとんどすべてが譲渡人から譲受人に移転している場合等一定の要件を充たすものに限り、当該債権の消滅を認識することが認められる。	(IAS39.16, 19, 21, 2006年9月IASBアップデート) ▶ ローン・パーティシペーションに関する特別な規定はなく、認識注視の一般規定に従い判断される。

	日本基準	IFRS
デット・アサンプション(実質的ディファイザンス取引)の取扱い	(基準 42, 実務指針 46) 社債の発行者に対し遡求請求が行われる可能性が極めて低い場合に限り、当該社債の消滅を認識することが認められる。	(IFRS9.B3.3.3 / IAS39.AG59) 第一次的義務からの法的な解放がない場合には、当該契約のみでは認識中止の要件を充足しない。
金融負債の交換及び条件変更	該当する基準はない。	(IFRS9.3.3.2 B3.3.6 / IAS439.40, AG62) 金融負債が著しく異なる条件で交換される場合や、条件の大幅な変更が行われる場合には、従前の金融負債の消滅と新しい金融負債の認識として会計処理される。
その他の金融負債	(基準 26 項) 金銭債務は原則として債務額をもって貸借対照表価額とされる。償却原価法が用いられるのは、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合などに限られ、その際、利息法その他、定額法を用いることも認められる。	(IFRS 9.4.2.1) 事後測定には、FVTPL に該当する場合を除き、常に実効金利法に基づく償却原価が用いられる。 (IAS 39.47) 事後測定には、FVTPL に該当する場合を除き、常に実効金利法に基づく償却原価が用いられる。
金融資産の分類	(基準 15-18) 有価証券については以下のとおり区分される。 ▶ 売買目的有価証券 ▶ 満期保有目的の債券 ▶ 子会社株式及び関連会社株式 ▶ その他有価証券	(IAS39.2(a), 9, 45) 金融資産は以下の 4 つに区分される。 ▶ 損益を通じて公正価値で測定される金融資産 ▶ 満期保有投資 ▶ 貸付金及び債権 ▶ 売却可能金融資産 なお、子会社、関連会社及びジョイントベンチャーに対する持分は、原則として IAS 第 39 号の適用対象外となる。 (新基準 IFRS9. 4.1-4.4, 5.2.1) 金融資産を負債性と持分性投資に大別する。 ▶ 負債性投資(債券・債権等) 「ビジネスモデル・テスト」及び「契約上の CF の特徴テスト」の双方を満たし、かつ公正価値オプションを適用しない場合のみ償却原価測定。それ以外は損益を通じて公正価値で測定 (以下、FVTPL という)。 ▶ 資本性投資(株式等) レーディング目的でなく、当初取得時に企業が指定した場合のみ、その他包括利益を通じて公正価値で測定(以下、FVTOCI という)される。上記指定が行われない投資は FVTPL に分類される。

	日本基準	IFRS
公正価値概念	<p>(実務指針 49 項) 複数の取引所に上場されている場合は、取引が最も活発に行われている取引所における価格を用いる。</p> <p>一部の非上場デリバティブを除き、市場価格に基づく価額として仲値を使用することが一般的である。</p>	<p>(IAS 39.AG71) 企業が直ちに利用できる最も有利な市場における相場価格を使う。</p> <p>(IAS 39.AG70) 保有資産の場合は「買呼値」、空売り等のショート・ポジションの場合は「売呼値」を使用する。</p> <p>なお、2011 年 5 月に公表された IFRS 第 13 号では、買呼値と売呼値の間で公正価値として最もふさわしい価格を用いるとされるが、仲値も否定されない。</p>
トレーディング項目及び公正価値オプション	<p>公正価値オプションに関する規定はない。</p> <p>(基準 15 項) 売買目的有価証券に金融負債は含まれない。</p>	<p>(IAS 39.9) 一定条件を満たす限り、公正価値オプションを適用することができる。</p> <p>(IAS 39.9) トレーディング目的で保有する金融負債、公正価値オプションが適用される金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定される金融商品(以下「FVTPL」という)として分類される。</p>
公正価値オプション	<p>該当する基準はない。</p>	<p>(IAS39.9, 11A-13) トレーディング目的保有以外に一定の要件を満たす場合には、金融資産及び金融負債について公正価値オプションを適用し、当該金融商品及び金融負債を毎期、公正価値で評価し、評価差額を純損益で認識することが認められる(FVTPL)。</p> <p>(IFRS 9.4.1.5, 4.2.2) ▶ 金融資産 会計上のミスマッチが生じている場合のみ、引き続き公正価値オプションを適用し、FVTPL に分類することができる。</p> <p>▶ 金融負債 一定の要件を満たす場合には、公正価値オプションを適用できる。ただし、公正価値変動のうち、自己の信用リスクに起因する部分は、それにより会計上のミスマッチが生まれる又は増幅される場合を除き、その他の包括利益(以下、OCI という)に計上する。なお、当該 OCI の純損益への振替は禁止される。</p>

	日本基準	IFRS
金融資産の区分変更	(実務指針 80 項) 有価証券の保有目的区分は、正当な理由なく変更することはできないとしており、これに該当するケースとして、資金運用方針の変更又は特定の状況の発生に伴って、保有目的区分を変更する場合が挙げられている。	(IAS 39.50) 資金運用方針の変更のみをもって金融商品の処理区分を変えることは認められない。また、特定の状況の発生についても厳格に捉えられており、今般の経済危機のような極めて稀な状況に陥った場合でも、一定の区分変更のみが認められる。
金融資産の再分類	(実務指針 80 項) 有価証券の保有目的区分は、正当な理由なく変更することはできないとしており、これに該当するケースとして、資金運用方針の変更又は特定の状況の発生に伴って、保有目的区分を変更する場合が挙げられている。	(IFRS 9.4.4.1) 負債性投資について、ビジネスモデルが変更された稀なケースにおいてのみ、再分類が認められる。資本性投資については、再分類は認められない。
売却可能金融資産	有価証券のみをその他有価証券として分類することが可能である。 (基準 18 項) その他有価証券は有価証券がその他のどの区分にも該当しない場合に分類される。 (基準 18 項(2)) その他有価証券について、評価差益は純資産の部に計上し、評価差損は当期の損失として処理することができる。 (基準注解7) その他有価証券の決算時の時価は、期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることもできる。	(IAS 39.9) 債権等についても売却可能資産とすることができる。 (IAS 39.9) FVTPL に該当しない限り、任意の金融資産を売却可能として指定することが可能である。 上記の処理は認められない。 (IAS 39.46) 常に期末日の公正価値を用いなければならない。

	日本基準	IFRS
FVTOCI/ その他有価証券(株式)に係る利得及び損失/売却可能金融資産の評価	<p>(基準 18, 20-21)</p> <p>時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は税効果を考慮のうえ、以下のいずれかの方法により処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 合計額を純資産の部に計上 ▶ 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産の部に計上、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理 <p>時価が著しく下落し、かつ、回復可能性が認められない場合又は実質価額が著しく低下した場合には、減損損失を認識し、評価差額を純損益に振り替える。減損の戻入は禁止される。</p>	<p>(IAS39.55(b), AG83)</p> <p>公正価値で評価し、実効金利法に基づく償却額、減損損失及び為替差損益を除く評価額は、税効果を考慮のうえ、認識を中止するまで、資本の部に直接認識される。</p> <p>なお、非貨幣性項目(例えば、資本性金融商品)に係る為替差損益は、資本の部に認識される。</p> <p>(IFRS9. 5.4.4-5.4.5)</p> <p>売却可能金融資産の区分は廃止された。当初認識時にその他包括利益を通じて公正価値で測定すると指定された資本性投資については、受取配当金のみ損益に計上され、それ以外の利得及び損失はすべてその他資本の部に計上され、その後は損益への振替が行われない。</p>
外貨建売却可能金融資産/その他有価証券の為替差額の処理	<p>(外貨建取引等の会計処理に関する実務指針 16)</p> <p>外貨建その他有価証券の評価差額に関して、取得原価又は償却原価に係る換算差額も評価差額と同様に処理する。</p> <p>ただし、外貨建債券については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理することもできる</p>	<p>(IAS39.AG83, IAS21.28)</p> <p>売却可能金融資産が外貨建の貨幣性金融商品(債券)である場合、為替レートの変動による利得又は損失は、損益で認識しなければならない。</p>
償却原価法と実効金利	<p>(実務指針 70 項後段(2), 105 項)</p> <p>実務指針 70 項後段(2), 105 項)</p> <p>償却原価法は原則として利息法によるが、継続適用を条件として、簡便法として定額法を採用することも認められる。</p> <p>(実務指針 70 項)</p> <p>満期保有目的の債券は、金利調整差額のみを対象とする償却原価法を適用する。</p>	<p>(IAS 39.46(a)(b), 47)</p> <p>常に実効金利法による。</p> <p>(IAS 39.9)</p> <p>実効金利には、契約当事者間で授受される手数料、取引費用、ならびにその他のプレミアム及びディスカウント、すでに発生しているクレジット・ロス等を考慮する。</p>

	日本基準	IFRS
非上場資本性投資 (時価のない株式)	(基準 19, 実務指針 63) 市場で売買されず市場価格に基づく価額がない株式については、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として、取得原価をもって貸借対照表価額とする。	(IAS39.AG80, AG81) 適切な評価モデルが存在しないような限られた場合を除き、非上場持分投資であっても公正価値により測定される。 (新基準 IFRS9. 5.2.1, B5.5-B5.8) 取得原価評価の例外規定は廃止され、常に公正価値測定することが求められる。 ただし、一定の状況では取得原価が公正価値の最善の見積りとみなせる場合もあり得るとしたうえで、そのような判断が適切ではない状況に関するガイダンスが提供されている。
貸倒引当金と減損の区別	(基準 20-21 項、27-28 項) 債権の貸倒れと有価証券の減損に分けて検討する。 (基準 27 項、実務指針 106 項) 債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、「一般債権」、「貸倒懸念債権」、「破産更生債権等」の 3 つに債権を区分し、それぞれについて、定められた処理を行う。	(IAS39.63-65, 66, 67-70) 償却原価で計上される金融資産の減損、取得原価で計上される金融資産の減損、売却可能金融資産の減損に分けて検討する。
貸倒引当金及び減損(有価証券)	(基準 20 項-21 項) 有価証券については、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理する。 時価を把握することが極めて困難な株式について、実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理する。 (実務指針 93 項) 債券について時価を把握することが極めて困難なケースについても規定している。	(IAS39. 63-70) 金融資産の処理区分に応じ、償却原価で計上される資産の減損、取得原価で計上される資産の減損、売却可能金融資産の減損のいずれかのモデルが適用される。 減損発生 of 客観的証拠がある場合、時価等が回復する見込みにかかわらず、減損が認識される。 債券について時価がない状況を想定していない。 償却原価で計上される金融資産は、減損発生 of 客観的証拠がある場合、帳簿価額を見積りキャッシュ・フローの現在価値まで減額し、当該差額を損失として認識する(IAS 39.63, 66)。 資本性金融商品については、公正価値の著しい下落と長期にわたる下落のいずれもが減損の客観的証拠となる。

	日本基準	IFRS
営業債権と貸付金の貸倒引当金の設定	<p>(基準 27,28)</p> <p>区分に応じ、債権の貸倒見積高を以下のとおり算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 一般債権:過去の貸倒実績率等、合理的な基準により算定 ▶ 貸倒懸念債権:債権の状況に応じ、次のいずれかの方法を継続適用する <ul style="list-style-type: none"> ▶ 債権額から担保の処分見込額等を減額し、その残額について債権者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法 ▶ 将来キャッシュ・フローの現在価値と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法 ▶ 破産更生債権等:債権額から担保の処分見込額等を減額し、その残額を貸倒見積高とする。 	<p>(IAS39.58, 59, 63, 66, 67)</p> <p>減損発生の客観的証拠がある場合には、帳簿価額を見積将来キャッシュ・フローの現在価値まで減額し、当該差額を損失として認識する。</p> <p>売却可能金融資産の場合、その他の包括利益に計上されていた累積損失は、減損時に損益へ振替える。</p> <p>(新基準 IFRS9 5.2.1-5.2.2, 5.4.1, B5.12-B5.15)</p> <p>貸付金及び債権の区分は廃止されたが、償却原価測定区分については、IAS39の減損規定が適用される。</p>
減損の戻入れ	<p>売買目的有価証券は、減損後引続き時価評価されるが、満期保有目的の債券、その他有価証券について減損の戻入れは行われぬ。有価証券について、減損の戻入れは禁止される。</p>	<p>(IAS39.65, 66, 69, 70)</p> <p>減損損失の減少は、減損認識後の事象と客観的に関連付けられる場合、戻し入れなければならない。</p> <p>ただし、公正価値が信頼性をもって測定できないため取得原価で計上されている資本性金融商品及びこれに関連するデリバティブ、ならびに売却可能金融資産に分類された資本性金融商品に係る減損損失を戻し入れてはならない。</p> <p>(新基準 IFRS9 5.4.1. B5.12-B5.15)</p> <p>資本性投資については、もはや減損及び減損の戻入れという問題はそもそも生じなくなる。</p> <p>償却原価測定区分について認識された減損損失の戻入れについては変更なし。</p> <p>FVTOCI に分類された投資については、受取配当金のみ純損益に計上され、累積その他の包括損益は、その後は、純損益への振替が行われぬ。このため、資本性投資については、もはや減損及び減損の戻入れという問題はそもそも生じない。</p> <p>(IAS 39.65)</p> <p>負債性金融商品について、減損の回復が、減損認識後の事象と客観的に関連付けられる場合、戻し入れなければならない。</p>

	日本基準	IFRS
外貨建金融商品	(外貨建取引等会計処理基準注解 10) その他有価証券について、原則として帳簿価額の変動のすべてが純資産の部に計上されるが、為替要因に基づく変動を区分し、純損益に計上することもできる。	(IFRS 9.B5.7.2-B5.7.4 / IAS 21.28) 投資(売却可能資産)が外貨建の貨幣性金融商品である場合、為替レートの変動による利得又は損失は、純損益に計上しなければならない。 FVTOCI に指定した外貨建資本性投資に係る為替変動は OCI で認識する。
金融負債の評価	(基準 26) 債務額をもって貸借対照表価額とする。ただし、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法で測定しなければならない。	(IAS39.47) 損益を通じて公正価値で評価されるもの等を除き、実効金利法を用いた償却原価で測定しなければならない。
金融負債と資本の区分	金融負債と資本の区分に関する包括的な規定は存在しない。	(IAS32.11, 16A-16D, 15, 18) IAS 第 32 号にて、金融負債と資本の区分に関する包括的な規定が設けられており、金融商品の契約の実質ならびに金融負債(資産)、資本性金融商品の定義に基づき区分しなければならない。
転換社債型新株予約権付社債の処理(発行体の処理)	(基準 36, 払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理 18) 一括して負債計上する方法又は社債の対価部分と新株予約権の対価部分とに区分した上で、社債の対価部分は負債計上し、新株予約権の対価部分は純資産の部に計上する方法のいずれかによる。	(IAS32.15, 28) 契約条件を検討し、その実質に応じて金融負債と資本性金融商品を区分して処理する。
金融負債の発行費用(社債発行費)	(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い 3(2)) ▶ 原則、支出時に営業外費用処理 ▶ ただし、繰延資産に計上し、社債の償還までの期間にわたり利息法又は継続適用を条件に定額法により償却することができる。	(IAS32.35, IAS39.9) 社債発行費は、実効金利に含まれ償却期間を通じて利息として認識される。

	日本基準	IFRS
資本取引の付随費用(株式交付費など)	<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準 14、繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い 3(1))</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 自己株式の取得、処分及び消却に関する付随費用は、損益計算書の営業外費用に計上する。 ▶ 企業規模の拡大のためにする資金調達などの財務活動(組織再編の対価として株式を交付する場合を含む。)に係る株式交付費については、繰延資産に計上し、株式交付のときから3年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却することができる。 	<p>(IAS32.35, 37)</p> <p>資本取引の費用は、関連する税効果を控除後に、資本の部からの控除として会計処理しなければならない。</p>
複合金融商品の発行費用	<p>負債部分と資本部分への配分計算については、明文規定は存在しない。</p>	<p>(IAS32.38)</p> <p>複合金融商品の発行に関連する取引費用は、当該金融商品の発行入金額のうち、負債部分と資本部分とに配分された金額と比例的に配分される。</p>
デリバティブの定義	<p>(実務指針 6)</p> <p>デリバティブとは、次のような特徴を有する金融商品である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ その権利義務の価値が基礎数値の変化に反応して変化する、①基礎数値を有し、かつ、②想定元本か固定若しくは決定可能な決済金額のいずれか又は想定元本と決済金額の両方を有する契約である。 ▶ 当初純投資が不要であるか、又は市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べ当初純投資をほとんど必要としない。 ▶ その契約条項により純額(差金)決済を要求若しくは容認し、契約外の手段で純額決済が容易にでき、又は資産の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異なる状態に置く。 	<p>(IFRS9.Appendix A / IAS39.9)</p> <p>デリバティブとは、以下の 3 つの特徴のすべてを有するものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ その価値が、基礎数値で、非金融変数の場合には当該変数が契約当事企業に特有ではないものの変動に応じて変動する。 ▶ 当初の純投資を全く要しないか、又は市場要因の変動に対する反応が類似する他の種類の契約について必要な当初の純投資よりも小さい。 ▶ 将来のある日に決済される。

	日本基準	IFRS
組込デリバティブの会計処理	<p>(その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理 3,4) 次のすべての要件を満たした場合、区分処理が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があること ▶ 同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たすこと ▶ 時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと <p>また、組込デリバティブが区分管理され、一定要件を満たす場合、区分処理を行うことができる。</p>	<p>(IAS39.11) 組込デリバティブは以下のすべての条件を満たしたとき、区分処理が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが主契約のそれらと密接に関連していない。 ▶ それが同一条件の独立の金融商品ならばデリバティブの要件を充足する。 ▶ デリバティブが組み込まれた複合(合成)金融商品が、損益を通じて公正価値で測定する金融商品として分類されていない。 <p>(IFRS9 4.3.1-4.3.3) 主契約が金融資産の組込デリバティブについて区分処理は廃止され、全体としての契約上のキャッシュ・フローの特徴に照らして、償却原価測定又は損益を通じて公正価値で測定される。 なお、主契約が金融負債、非金融項目の場合には、IAS39号と同様に区分処理が引き続き求められる。</p>
ヘッジ会計の手法	<p>(基準 32) 原則として、ヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、税効果を考慮のうえ、原則、純資産の部において繰り延べる。 ただし、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させる時価ヘッジも認められる。</p>	<p>(IAS39.86, 89, 95) 公正価値ヘッジ(ヘッジ対象の特定のリスクに係る公正価値の変動と、ヘッジ手段の公正価値の変動を、ともに損益として認識・計上する)、キャッシュ・フロー・ヘッジ(ヘッジ手段の公正価値変動のうち、有効部分を資本の部に直接計上する)、および在外営業活動体に対する純投資のヘッジについて、ヘッジ会計が認められている。</p>
ヘッジ非有効部分の処理	<p>(実務指針 172) ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、非有効部分についても繰延処理することができる。 非有効部分を合理的に区分できる場合には、当期の損益に計上することができる。</p>	<p>(IAS39.95(b)) ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち非有効部分は、損益として認識しなければならない(特に、キャッシュ・フロー・ヘッジの場合に問題となる)。</p>

	日本基準	IFRS
予定取引実行時の処理	(実務指針 170, 338) キャッシュ・フロー・ヘッジで繰り延べた損益は、取得した資産の帳簿価額の修正として処理し、当該資産の取得価額が費用計上される期の損益に反映させる。 ただし、取得する資産が貸付金等の利付金融資産である場合には、繰延ヘッジ損益として純資産の部に計上することができる。	(IAS39.97, 98) 予定取引のヘッジが事後的に資産もしくは負債を生じさせる場合、キャッシュ・フロー・ヘッジでその他包括利益に計上されていた損益は、取得した資産又は負債が非金融項目である場合には、取得した非金融項目が損益に影響するのと同じ時期に損益に振替える、又は帳簿価額の修正として処理する。一方、取得資産が金融商品の場合には、帳簿価額を修正せず、ヘッジされた予定キャッシュ・フローが損益に影響するのと同じ時期に損益に振替える。
為替予約の振当処理	(基準 43) ヘッジ会計の要件を充たす場合には、当分の間、認められる。	該当する基準はないが、このような処理は認められない。
金利スワップの特例処理	(基準 107) 一定の条件を満たす場合には、金利スワップを時価評価せず、金利スワップに係る利息を直接、金融資産・負債に係る利息に加減して処理することが認められる。	該当する基準はないが、このような処理は認められない。
文書化要件	(基準 31) (実務指針 144, 145) 一定の条件を満たす場合、ヘッジ文書の作成を省略できる。	(IAS39.88(a)等) ヘッジ文書の作成を省略することは認められない。
有効性評価	(実務指針 143(2), 146, 156, 158) ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一で、ヘッジ開始時から継続して相場又はキャッシュ・フローの変動の完全な相殺が想定できる場合、有効性の判定を省略できる。 事前テストが高い有効性を示していれば、たとえ事後テストが高い相関関係を示していなくとも、その原因が変動幅が小さいことによる一時的なものと認められるときは、ヘッジ会計の適用を継続できる。 キャッシュ・フローを固定するヘッジは、ヘッジ手段とヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計との間に高い相関関係があれば、有効性が認められる。	(IAS39.88(e), F.4.2, F.4.7, F.5.5 等) ヘッジの有効性評価を省略することは認められない。 ヘッジの有効性を累計ベースで判定することがヘッジ文書で定められている場合、たとえヘッジが特定の期において非常に有効でなかったとしても、ヘッジ関係の存続期間にわたって十分に有効と想定される場合には、ヘッジ会計が排除されるものではない。 また、キャッシュ・フロー・ヘッジの事後的有効性評価については、ヘッジ手段に係るキャッシュ・フローの公正価値変動を、ヘッジ対象の「割引後」見積キャッシュ・フローの変動と比較する必要がある。

外貨関連事項

▶ 重要な相違点

	日本基準	IFRS
機能通貨の決定及び機能通貨での記帳	機能通貨という概念は存在しない。	(IAS21.8-12, 21) 経営者は、企業が営業活動を行う主たる経済環境等を考慮して機能通貨を決定しなければならない。 外貨建取引を当初認識する場合には、取引日における機能通貨と当該外貨との直物為替レートを用いて、機能通貨で計上しなければならない。
外貨建取引	(外貨建取引等会計処理基準(以下「基準」)注解 注1) 売買価額その他取引価額が外国通貨で表示されている取引(円建以外の取引)	(IAS21.8, 20) 機能通貨以外の通貨で表示されているか又はそれによる決済を必要とする取引
在外営業活動体の分類	(基準二, 三) 在外支店と在外子会社等に区別している。	(IAS21.8) 報告企業の所在国以外の国又は所在国の通貨以外の通貨にその活動の基盤を置く報告企業の子会社、関連会社、ジョイント・ベンチャー又は支店をいう。在外支店と在外子会社等のような区分はない。
在外営業活動体の換算	(基準二, 三) 在外支店における外貨建取引については、原則として本店と同様に処理する。 例外: ▶ 収益及び費用の換算は、期中平均相場によることができる。 ▶ 一定の条件で、すべての貸借対照表項目を決算時の為替相場で円換算できる。この場合、損益項目も決算時の為替相場によることができる。 ▶ 本店と異なる方法により換算することによって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理する。 在外子会社等の資産及び負債は、決算時の為替相場により円換算する。 ▶ 親会社による株式取得時における資本に属する項目は、株式取得時の為替相場、取得後に生じた資本に属する項目は、当該項目の発生時の為替相場により円換算する。 ▶ 収益及び費用については、原則として期中平均相場により円換算する。ただ	(IAS21.44, 39, 40) それぞれの機能通貨による記帳後、在外営業活動体を連結上の表示通貨に換算する。機能通貨が超インフレ経済下の通貨でない場合、それぞれの機能通貨による記帳後、次の手続により異なる表示通貨に換算しなければならない。 ▶ 表示される各財政状態計算書の資産と負債は、各報告期間の末日レートで換算する。 ▶ 各包括利益計算書の収益及び費用は、各取引日の為替レートで換算する。取引日レートに近似する場合には、期中平均レートが使用されることも多い。 ▶ 上記の結果発生するすべての為替差額は、資本の個別項目として認識される。

	日本基準	IFRS
	<p>し、決算時の為替相場によることも認められる。なお、親会社との取引による収益及び費用の換算については、親会社が換算に用いる為替相場により、円換算し、この場合に生じる差額は当期の為替差損益として処理する。</p> <p>▶ 換算差額については、為替換算調整勘定として処理する。</p>	
在外営業活動体の処分又は部分的な処分	<p>(実務指針 42)</p> <p>持分変動により親会社の持分比率が減少する場合、為替換算調整勘定の持分比率の減少割合相当額部分を株式売却損益として連結損益計算書に計上する。</p>	<p>(IAS21.48A)</p> <p>在外営業活動体に対する持分が処分され、以下が発生した場合には、換算差額の全額が資本から純損益に振り替えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 子会社に対する支配の喪失 ▶ 関連会社に対する重要な影響力の喪失 ▶ 共同支配企業に対する共同支配の喪失 <p>(IAS21.48C)</p> <p>子会社を部分的に処分したが、支配が継続している場合には、累積換算差額の比例持分を非支配持分に振り替える。</p> <p>子会社以外の部分的な処分については、累積換算差額の比例持分を資本から純損益に振り替える。</p>
在外営業活動体に対する純投資	<p>在外営業活動体に対する純投資から発生する為替差額に関する個別規定はない。したがって報告企業の貨幣性項目について生じる為替差額は、個別財務諸表上及び連結財務諸表上ともに損益として処理される。</p>	<p>(IAS21.32)</p> <p>在外営業活動体に対する報告企業の純投資の一部を構成する貨幣性項目について生じる為替差額は、個別財務諸表上は純損益として処理されるが、連結財務諸表上は資本の個別項目として認識され、純投資の処分時に純損益へ振替えられる。</p>
為替予約	<p>(基準注解 注 6,7)</p> <p>外貨建金銭債権債務等に係る為替予約等の振当処理も当面の間、認められる。</p>	<p>(IAS39)</p> <p>ヘッジ会計の適用につき、振当処理は認められていない。</p>
超インフレ会計	<p>超インフレ会計に関する包括的な定めはない。</p>	<p>(IAS21.42)</p> <p>機能通貨が超インフレ経済下の通貨の場合、次の手続により異なる表示通貨に換算しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ すべての金額(超インフレとなる通貨に換算される場合には比較年度の資産、負債、資本、収益及び費用を含む)は、直近の報告期間の末日のレートで換算しなければならない。

法人所得税

▶ 重要な相違点

	日本基準	IFRS
のれんに対する税効果	<p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針(以下「連結税効果実務指針」)27) のれんについては、繰延税金資産及び負債を認識しない。</p>	<p>(IAS12.15) のれんの当初認識時は、繰延税金負債を認識しない。</p> <p>(IAS12.21B) ただし、各国の税法において、のれんの償却費が税務上損金算入される場合に、税務上の償却計算により当初認識後に新たに発生する将来加算一時差異については、繰延税金負債を計上する。</p> <p>(IAS12.32A) のれんの当初認識時に会計上の帳簿価額を税務基準額が上回る場合には、回収可能性があるとは判断される場合に限り、企業結合の処理として当該将来減算一時差異に関して、繰延税金資産を認識する。</p>
繰延税金資産の回収可能性の判断	<p>(個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針(以下「個別税効果実務指針」)21、監査委員会報告第66号) 将来減算一時差異に係る繰延税金資産から控除する金額(評価性引当額アプローチを採用)の決定に当たっては、下記を考慮のうえ、当該資産の回収可能性について十分に検討し、慎重に決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 収益力に基づく課税所得の十分性 ▶ タックスプランニングの存在 ▶ 将来加算一時差異の十分性 <p>なお、回収可能性の判断にあたり、会社区区分ごとに数値基準(将来5年以内、将来1年以内等)を含めた詳細な取扱いが示されている。</p> <p>(連結税効果実務指針16) 連結上の未実現利益の消去に係る繰延税金資産の回収可能性について、個別税効果実務指針21の判断要件は適用しない(回収可能性の検討は不要)。</p>	<p>(IAS12.24, 27-31) 繰延税金資産は、下記を考慮のうえ、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生ずる可能性が高い(probable)範囲内で認識しなければならない。なお、評価性引当金を計上する2段階アプローチは採用されておらず、繰延税金資産は回収可能性があるとは認められる金額で直接計上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 収益力に基づく課税所得の十分性 ▶ タックスプランニングの存在 ▶ 将来加算一時差異の十分性 <p>なお、回収可能性の判断にあたり、一定のガイダンスが提供されている(ただし、日本基準のように会社区区分や数値基準は示されていない)。</p> <p>連結上の未実現利益の消去に係る繰延税金資産の回収可能性について、日本基準のような例外規定がないため、原則どおり回収可能性の検討が必要である。</p>

	日本基準	IFRS
未実現利益の消去に係る税効果	(連結税効果実務指針 13,14) グループ内未実現損益に関する繰延税金資産又は負債の計上額は、売却元において当該未実現損益に対して売却年度の課税所得に適用された、法定実効税率を使用して計算する。	(IAS12.47) 日本基準のような例外規定はなく、原則どおり一時差異が発生している資産を有する企業(売却先)の税率を使用して計算する。
当期税金と繰延税金の配分	(包括利益の表示に関する会計基準 8) 当期税金及び繰延税金の表示について包括的な定めはないが、基本的に当期の損益に含めて表示されているものと考えられる。 しかし、その他の包括利益の内訳項目(その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定等)に関する税効果は、当期純損益でなく、その他の包括利益から加減して表示しなければならない。	(IAS12.58, 61A) 当期税金及び繰延税金は、以下のいずれかに該当する場合を除き、収益又は費用として認識し、当期の純損益に含めなければならない。 ▶ その税金がその他の包括利益又は直接資本に認識される取引又は事象から生じる場合 ▶ その税金が企業結合から生じる場合 その他の包括利益又は資本に直接貸方計上又は借方計上される項目に関わる税金である場合、前期以前又は当期に発生したかを問わず、当期税金も繰延税金も、その他の包括利益又は直接資本に貸方計上しないし、借方計上しなければならない。
財政状態計算書(貸借対照表)における繰延税金資産・負債の分類	(税効果に係る会計基準 第三 1) 繰延税金資産及び繰延税金負債は、流動項目及び固定項目に分けて表示する。	(IAS1.56) 繰延税金資産又は繰延税金負債を流動資産又は流動負債として分類してはならない(非流動項目とされる)。
包括利益計算書(損益計算書)における表示	(税効果に係る会計基準 第三 3) 当期の法人税等としての納付すべき額と法人税等調整額は、別掲で損益計算書本体に記載される。	(IAS12.6, 77, 77A, 80) 経常的活動による純損益に関する当期税金と繰延税金は、税金費用として一括して包括利益計算書本体に記載し、注記によりそれぞれの内訳金額を開示する。
繰延税金資産・負債の相殺	(税効果に係る会計基準 第三 2) 流動項目に分類される繰延税金資産と負債、および固定項目に分類される繰延税金資産と負債を、それぞれ相殺する。 (連結税効果実務指針 42) 連結上、同一納税主体に係る税金についてのみ、流動項目に分類される繰延税金資産と負債及び固定項目に分類される繰延税金資産と負債は、それぞれ相殺する。	(IAS12.74-76) 同じ納税企業体だけでなく、非常に稀なケースに限られるが、企業が相殺するための法的強制力有する場合など一定の要件を満たす場合には、異なる納税主体間の繰延税金資産と負債を相殺する。 ※日本基準では、繰延税金資産と負債を流動・固定分類し、それぞれの範囲内でのみ相殺を行うが、IFRSでは全額が非流動項目に分類されるため、日本基準のような流動・固定ごとの相殺範囲の制約がない点でも異なる。

引当金及び偶発事象

▶ 重要な相違点

	日本基準	IFRS
引当金の認識要件	<p>(企業会計原則注解 18)</p> <p>以下の要件すべてを満たす場合に認識しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 将来の特定の費用又は損失である。 ▶ その発生が当期以前の事象に起因する。 ▶ 発生の可能性が高い。 ▶ その金額を合理的に見積ることができる。 	<p>(IAS37.14)</p> <p>以下の要件すべてを満たす場合に認識しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業が過去の事象の結果として現在の債務(法的又は推定的)を有している。 ▶ 当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高い。 ▶ 当該債務の金額について信頼できる見積りができる。
推定的債務	<p>該当する基準はない。</p>	<p>(IAS37.10)</p> <p>債務には、法的債務のみならず、推定的債務も含まれる。推定的債務とは、確立されている過去の実務慣行、公表されている政策又は極めて明確な最近の文書によって、企業が外部者に対しある責務を受諾することを表明しており、かつその結果、企業はこれらの責務を果たすであろうという妥当な期待を外部者の側に惹起している場合に生じる債務をいう。</p>
引当金の債務性	<p>現在の債務に限らず、将来の費用又は損失についても引当金の計上要件を満たすものは計上する。</p>	<p>(IAS37.14(a))</p> <p>現在の債務ではないものについて引当金を計上することは認められない。</p>
大規模検査又は修繕のコスト	<p>(企業会計原則注解 18)</p> <p>特別修繕引当金が固定負債に属するものとして例示されている。これに関する当期の負担に属する金額は当期の費用又は損失として処理される。</p>	<p>(IAS16.14)</p> <p>いまだ行われていない有形固定資産の大規模検査に関連する将来の修繕費用について引当金を認識することは認められない。これらの費用は、一定の要件を満たす場合には、支出時に関連資産の帳簿価額に算入し、減価償却に含めて処理される。</p>
引当金の割引計算	<p>引当金について該当する基準はない。</p> <p>(資産除去債務に関する会計基準 6)</p> <p>資産除去債務は割引価値で算定する。割引率は、貨幣の時間的価値を反映した無リスクの税引前の利率とする。</p>	<p>(IAS37.45-47)</p> <p>貨幣の時間的価値による影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要と見込まれる支出の現在価値としなければならない。</p> <p>割引率は、貨幣の時間的価値の現在の市場評価と、その負債に特有なリスクを反映した税引前割引率でなければならない。</p>

	日本基準	IFRS
環境及び除去に関する費用	(資産除去債務に関する会計基準 3) 法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるものについて、資産除去債務の計上が求められる。	(IAS37.19, 21) IAS 第 37 号に定める一般原則を、環境及び除去費用等の引当に際しても適用する必要がある。すなわち、費用負担の法的又は推定的債務が存在する場合に、引当金を計上する。
不利な契約	不利な契約に関して、一般的に定めた定めはない。	(IAS37.10, 66-69) 不利な契約とは、契約による債務を履行するための不可避的な費用が、契約上の経済的便益の受取見込額を超過している契約をいう。企業が不利な契約を有しているならば、当該契約による現在の債務を引当金として測定し、認識しなければならない。
リストラクチャリング費用	該当する基準はなく、一般的計上要件に従って計上する。	(IAS37.10, 70-83) リストラクチャリング費用に関する引当金は、経営者がリストラクチャリングに関する詳細な公式計画を有し、かつ計画の実施を開始するか、又はリストラクチャリングに関する主要な特徴を、影響を受ける人々に公表することによって、関係者の妥当な期待を惹起させた時点で IAS 第 37 号の一般規定にしたがって認識される。
偶発資産の定義及び開示	該当する基準はない。	(IAS37.10, 89) 偶発資産とは、過去の事象から発生しうる資産のうち、企業が必ずしも支配可能な範囲にあるとはいえない将来の 1 つ若しくは複数の不確実な事象が発生するか、又は発生しないことによつてのみその存在が確認されるものをいう。 経済的便益の流入の可能性が高い場合、報告期間の末日における偶発資産の簡潔な内容を開示し、実務上可能な場合には偶発資産の財務上の影響の見積額を開示しなければならない。
想定される結果の範囲内での引当金の測定	(企業会計原則注解 18) 合理的な見積りを基礎とすることが示唆されているのみで、具体的な測定方法に関する記述はない。 (資産除去債務に関する会計基準 6) 資産除去債務は割引前将来キャッシュ・フローの見積額を割り引いて算定するが、その見積額は最頻値と期待値のいずれかによる。	(IAS37.39, 40) 補償費用のように多くの母数を含む場合については、(連続した範囲内において生起する確率が変わらない場合、範囲の中間点を用いても良いが)、最善の見積りは、期待値となる。単一債務についての最善の見積りは最も確率の高い結果が考慮される。

工事契約

▶ 重要な相違点

	日本基準	IFRS
工事の成果を信頼性をもって見積ることができない場合	(工事契約に関する会計基準 9) 工事完成基準を適用する。	(IAS11.32) 工事契約原価回収基準を適用し、発生した工事契約原価のうち、回収可能性が高い部分についてのみ収益を認識する。
成果の確実性の事後的な獲得	(工事契約に関する会計基準の適用指針 3, 14) 事後的な成果の確実性の獲得のみをもって工事進行基準への変更は行わない。ただし、本来工事着手時に決定しておくべき事項が事後的に決定された場合を除く。	(IAS11.35) 工事の成果に係る不確実性が解消した時点から工事進行基準を適用する。

収益認識

▶ 重要な相違点

	日本基準	IFRS
基本概念	(企業会計原則二 3B) 売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限り認識される。	(IAS18.7) 収益とは、資本参加者からの拠出に関連するもの以外で、資本の増加をもたらす一定期間中の企業の通常の営業過程で生ずる経済的便益の総流入をいう。基準書では物品の販売、役務の提供、利息、ロイヤルティ及び配当に関する収益認識要件が特に規定されており、さらに付録において、IAS 第 18 号の一般原則適用に係る実務的な例示が掲げられている。
取引の識別	ソフトウェア取引実務対応報告及び工事契約会計基準を除いて、取引の識別及び会計処理単位への分割又は結合に関して一般的に定めた規定はない。	(IAS18.13) 取引の実質を反映するために、単一取引の個別に識別可能な構成要素ごとに認識要件を適用する必要がある。反対に、複数の取引を一連の取引として考えないとその経済的な効果が理解できない場合、それらの取引を一体とみなして認識要件を適用する。
収益の額の表示方法	ソフトウェア取引実務対応報告を除き、収益の額の表示方法に関して一般的に定めた規定はない。	(IAS18.8, Appendix 21) 代理回収により生じた経済的便益の総流入は、本人当事者のために回収したものであって企業の資本の増加をもたらさないため、手数料のみが収益となる。
延払契約(割賦販売など)	(企業会計原則注解 6) 対価の公正価値と名目金額との間の差額が実質的に利息の性格を有する場合に、利息相当部分を区分して会計処理することを求める規定はない。 販売基準のほか、回収期限到来基準及び入金基準も認められる。	(IAS18.11, IE8) 収益の測定は受領した対価の公正価値で行う。 割賦販売等の金融取引を含む場合は、対価をみなし利率等を用いて割り引き、利息相当部分を分離する。 回収期限到来基準及び入金基準は認められていない。
販売インセンティブの取扱い	(財務諸表規則 93) 売上割引は営業外費用として処理する。販売インセンティブは、売上から控除する他、販売費及び一般管理費として処理する実務も行われている。	(IAS 18.9, 10) 収益は、値引き及び割戻しを考慮後の対価の公正価値で測定される。

	日本基準	IFRS
物品の販売	<p>(企業会計原則ニ 3B, 注解 6) 具体的に実現の定義や、収益認識等について定めている規定は存在しないが、一般的に、実現とは、外部者との間において経済的な取引が行われたこと、つまり、財貨又は役務が、貨幣性資産に形を変えることをいうものとされている。実現主義は販売基準として適用されている。</p> <p>ただし、実務上は引渡基準、出荷基準等が適用されており、収益認識のタイミングは商慣習等によって異なる。</p>	<p>(IAS18.14) 収益は、以下の要件がすべて満たされたときに認識される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 所有に伴う重要なリスク及び経済価値が買手に移転している。 ▶ 物品に対して、継続的な管理上の関与も有効な支配も保持していない。 ▶ 収益の額が信頼性をもって測定できる。 ▶ 経済的便益が企業に流入する可能性が高い。 ▶ 原価が信頼性をもって測定できる。
役務の提供－取引の成果の見積りが可能な場合	<p>該当する基準はない。</p>	<p>(IAS18.20) 収益は、以下の要件がすべて満たされる場合には、取引の進捗度に応じて認識される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 収益の額が信頼性をもって測定できる。 ▶ 経済的便益が企業に流入する可能性が高い。 ▶ 取引の進捗度が報告期間の末日において信頼性をもって測定できる。 ▶ 原価が信頼性をもって測定できる。
役務の提供－取引成果の見積りが不可能な場合	<p>該当する基準はない。</p>	<p>(IAS18.26) 費用が回収可能と認められる範囲でのみ収益を認識する。</p>
受取配当金	<p>(金融商品会計に関する実務指針 94) 市場価格のある株式は、各銘柄の配当落ち日に、前回の配当実績又は公表されている一株当たり予想配当額に基づき、市場価格のない株式は、株主總會等の決定権限を有する機関で行われた配当金に関する決議の効力が発生した日に、受取配当金を計上する。ただし、いずれの場合も、継続適用を条件として、その支払いを受けた日に受取配当金を認識することも認められる。</p>	<p>(IAS 18.30 (c)) 配当は、配当を受ける株主の権利が確定したときに認識する。</p>
取引の分割 (カスタマー・ロイヤルティー・プログラム)	<p>明文規定はない。 実務上、販売時に収益を一括して認識し、事後の付与済ポイントとの商品の引換に備え、引渡予想原価相当額を引当計上する実務が多いと思われる。</p>	<p>(IFRIC13.3, 5-7) 物品の販売と同時に特典ポイントが付与される場合には、対価の公正価値は、販売された物品等と付与された特典ポイントに公正価値の比率等で配分し、前者は当初販売時に収益を認識し、後者は特典を企業自身が提供する場合には特典ポイントの実際交換時に収益を認識する。</p>

株式報酬

▶ 重要な相違点

	日本基準	IFRS
対象となる取引	(ストック・オプション等に関する会計基準(以下「基準」)17) 会社法の施行日(2006年5月1日)以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用。	(IFRS2.53, 54, 58) 2002年11月7日以降に付与され、IFRS第2号の発効日時点では権利が未確定であった株式、ストック・オプション、又はその他の資本性金融商品の付与に対して適用。他の資本性金融商品の付与について、測定日現在で算定したそれらの公正価値を公式に開示している場合には、本基準を適用することが推奨されるが、強制はされない。
株式報酬取引の種類	(基準 28) 自社株式オプションや自社の株式を財貨又はサービスの対価とする取引についてのみ定めている。	(IFRS2.2) 持分決済型、現金決済型及び現金選択権付株式報酬取引について定めている。
持分決済型の株式報酬取引の測定日	(基準 6,14,15) ▶ 従業員等との取引 ▶ 財貨又はサービスの取得の対価としてストック・オプションを付与する取引:付与日 ▶ 従業員等以外との取引 ▶ 財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプションを付与する取引:契約日 ▶ 財貨又はサービスの取得の対価として自社の株式を交付する取引:契約日	(IFRS2.11-13) ▶ 従業員等との取引:付与日 ▶ 従業員等以外との取引:財貨又はサービスの受領日

	日本基準	IFRS
持分決済型の株式報酬取引の測定方法	(基準 6, 14, 15) ▶ 従業員等との取引: ▶ スtock・オプション付与時:通常、市場価格を観察することができないため、合理的な価額の見積りに関して広く受け入れられている算定技法で測定 ▶ 従業員等以外との取引: ▶ 対価として用いられた自社株式オプション(又は自社の株式)の公正な評価額もしくは取得した財貨又はサービスの公正な評価額のうち、いずれかより高い信頼性をもって測定可能な評価額で測定(いずれがより高い信頼性を有するかは判断は、適用指針第 23 項を参照のこと)	(IFRS2.10-13) ▶ 従業員等との取引:付与した資本性金融商品の公正価値で測定。 ▶ 従業員等以外との取引:受領した財貨又はサービスの公正価値で測定。受領した財貨及びサービスの公正価値が信頼性をもって測定できない場合にのみ、付与した資本性金融商品の公正価値に基づいて測定。
付与した資本性金融商品の測定日現在の公正価値を、企業が信頼性をもって見積れない場合	(基準 13) 該当する基準はない。ただし、未公開企業については、ストック・オプションの公正な評価単価に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて会計処理を行うことができる。この場合、付与日現在でストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積り、その後は見直さないこととなる。	(IFRS2.24) 稀な状況において、付与した資本性金融商品の測定日現在の公正価値を、企業が信頼性をもって見積れない場合は、以下の方法による。 企業が財貨を獲得した日又は相手方がサービスを提供した日現在で、その後は各報告期間の末日及び最終の決済日現在で本源的価値により測定し、本源的価値の変動は純損益として認識する。 最終的に確定した、又は(該当のある場合には)最終的に行使された、資本性金融商品の数に基づいて、受け取った財貨又はサービスを認識する。
資本性金融商品のリロード特性	該当する基準はない。	(IFRS2.22) リロード特性は、付与したオプションの公正価値を見積る際に考慮に入れず、リロード・オプションがその後実際に付与されたときに、これを新たなオプションの付与として会計処理する。
権利確定日後の会計処理	(基準 8) ストック・オプションが権利行使され、これに対して新株を発行した場合には、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。	(IFRS2.23) 企業は権利確定日後の資本の合計に何らの事後的修正も行ってはならない。しかし、資本の中での振替(すなわち、資本の中のある項目から他の項目への振替)は禁止されない。

	日本基準	IFRS
資本性金融商品の付与の取消又は清算	該当する基準はない。	(IFRS2.28) <ul style="list-style-type: none"> ▶ 取消し又は清算を、権利確定が早まったものとして会計処理。 ▶ 付与を取り消した際に相手方に対して行った支払いは、持分の買戻しとして処理。ただし、その支払いが、付与した資本性金融商品の買戻日現在で測定した公正価値を超える部分は費用として認識。
権利不行使による失効	(基準 9) 権利不行使による失効が生じた場合には、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。	(IFRS2.23) 権利不行使により失効したとしても、費用を戻し入れることはできない。ただし、資本の中での振替は禁止されない。

従業員給付

▶ 重要な相違点

	日本基準	IFRS
確定給付制度 －確定給付制度 債務の期間配分 方法	(退職給付に係る会計基準(以下「基準」) 二, 2) (退職給付会計に関する実務指針(以下 「実務指針」)2) 原則: 期間定額基準 例外: 給与基準、支給倍率基準、ポイント 基準	(IAS19.64, 67) (新基準 IAS19.67, 70) 原則: 給付算定式方式 例外: 定額方式(後期の年度の勤務が初 期の年度より著しく高い水準の給付を生 じさせる場合)
確定給付制度 －資産計上など	(基準注解(注1)) 年金資産が企業年金制度に係る退職給 付債務を超えることとなった場合、差額を 前払年金費用として処理。	(IAS19.58) 会計上積立超過である場合、当該超過 額のうち資産として認識しうる額を、①未 認識の正味数理計算上の差損及び過去 勤務費用の累積額の金額に②将来の拠 出の減額又は年金制度からの払戻しに よる経済的便益の現在価値の合計額ま でに制限した上で資産として計上する。 (アセット・シーリング) (新基準 IAS19.64) 確定給付制度において積立超過がある 場合、正味確定給付制度資産として認識 しうる額は、当該積立超過の額又はアセ ット・シーリングのいずれか低い金額に制 限される。
確定給付制度－ 割引率	(「退職給付に係る会計基準」の一部改正 (その3)2, 基準注解6) 検討にあたり順序はない。 割引率の基礎とする安全性の高い長期 の債券の利回りとは、期末における長期 の国債、政府機関債及び優良社債の利 回りをいう。	(IAS19.78) (新基準 IAS19.83) 以下の順序で検討する。 割引率は、退職後給付債務と同一通貨 で同様の期日を有する優良社債の(報告 期間の末日現在の)市場利回りを参照し て決定する。 社債について十分な市場が存在しない国 では、国債の(報告期間の末日現在の)市 場利回りを使用しなければならない。
確定給付制度－ 期待運用収益率	(基準三.2(3)) 期待運用収益相当額は、期首の年金資 産の額について合理的に予測される収益 率(以下「期待運用収益率」という。)を乗 じて計算する。	(新基準 IAS19.123) 上記で算定された割引率を正味確定給 付制度負債(資産)に乗ずることで、正味 確定給付制度負債(資産)に関する正味 利息を算定する。

	日本基準	IFRS
<p>確定給付制度 －過去勤務費用</p>	<p>(基準三, 2) 過去勤務債務は、原則として各期の発生額について平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理しなければならない。 過去勤務債務と数理計算上の差異の費用処理年数は別個に設定することが可能。 数理計算上の差異の当期発生額を翌期から費用処理する方法は許容されているが、過去勤務債務について、許容する規定はない。</p> <p>(同注解 11) 退職従業員に係る過去勤務債務は、他の過去勤務債務と区分して発生時に全額を費用処理することが可能。</p>	<p>(IAS19.96) 給付の権利が確定している場合は、過去勤務費用は直ちに損益として認識する。また、給付の権利が確定していない場合は、受給権が確定するまでの平均期間にわたり定額法により認識される。</p> <p>(新基準 IAS19.103) 制度が変更又は縮小された時と、会社が関連するリストラ費用や解雇給付を認識した時のいずれか早い時期に過去勤務費用を損益として認識する。</p>
<p>確定給付制度 －数理計算上の差異</p>	<p>(基準三, 2, 同注解 9) 数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理しなければならない。 過去勤務債務と数理計算上の差異の費用処理年数は別個に設定することが可能である。 数理計算上の差異の当期発生額を翌期から費用処理する方法は許容されている。</p>	<p>(IAS19.92, 93A, 93B, 93D) 以下の方法の選択が可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 一定の「回廊」の範囲内の数理計算上の差異は認識しない方法(回廊アプローチ)。 ▶ 利得と損失の双方に対して同一の方法を用い、かつ、継続適用を条件として、数理計算上の差異を早期認識する方法。 <p>企業が発生した年度に数理計算上の差異の全額を認識する方針を採用する場合は、それをその他の包括利益として認識することを選択できる。</p> <p>(新基準 IAS19.8, 63) 正味確定給付制度負債(又は資産)を財政状態計算書に認識しなければならない(そのため、数理計算上の差異の遅延認識は認められない)。</p>
<p>確定給付制度 －確定給付制度費用</p>	<p>(基準三, 1) 当期の勤務費用及び利息費用は退職給付費用として処理し、企業年金制度を採用している場合には、年金資産に係る当期の期待運用収益相当額を差し引くものとする。</p>	<p>(新基準 IAS19.120) 確定給付制度費用に関して、勤務費用及び正味確定給付制度負債(資産)に関する正味利息は純損益に、また、再測定項目はその他の包括利益に認識する。 ただし、他の IFRS にしたがって資産の原価に含めることが求められている場合は除く。</p>

	日本基準	IFRS
最低積立要件	該当する基準なし。	(IFRIC14.18-26) 従業員保護の観点から、制度又は法律の要求等により、年金財政上、積立が最低限必要とされている場合がある。 このような年金財政上、積立が最低限要求されているものを最低積立要件といい、企業が将来の掛金を減額できる能力を制限する場合がある。さらに、最低積立要件が負債を生じさせる可能性がある場合もある。
確定給付制度－簡便法	(実務指針 34) 小規模企業等については、簡便法により、退職給付債務計算を行うことが容認されている。	該当する基準はない。
退職後給付以外の従業員給付	該当する基準はない。	(IAS19.1, 3, 6) (新基準 IAS19.2, 4, 7) IFRS 第 2 号「株式報酬」の対象となるものを除くすべてのタイプの従業員給付制度に適用されるため、退職後給付以外の従業員給付にも IAS 第 19 号を適用する。 役員に関する給付も従業員給付に含まれる。
未払有給休暇	該当する基準はない。	(IAS19.11-16) (新基準 IAS19.13-18) 累積的性格を有するものについて、計上することが求められる。

付録1 –IFRS導入がビジネスに与える影響

会計技術的側面はもちろん、企業経営全体に多面的な影響を与えます。

IFRS導入の影響を把握する際には、その単なる会計技術的な側面(会計基準間の差異調整)にとどまらず、ビジネス全般に与える多面的な影響を考慮することが不可欠です。すなわち、IFRS導入においては、ビジネス、財務報告プロセス、内部統制及び情報システムの変更、従業員の教育研修、IFRSによる影響を踏まえたビジネス上の意思決定等のさまざまな要因をカバーする必要があります。以下は、検討を要する事項の例です。

方針、手続、統制

- ▶ 会計マニュアル及び関連方針、手続、統制の改定
- ▶ 開示項目等に対応したデータ収集に関する業務プロセスの構築
- ▶ IFRSに対応した従業員教育研修や新しい統制手続の導入

内部管理会計

- ▶ IFRSに基づく業績評価や予算編成
- ▶ 新勘定体系の設定などを含む内部管理会計の見直し

財務報告及び関連システム

- ▶ IFRSに準拠した新勘定体系の設定
- ▶ IFRSと現地会計基準による二重管理
- ▶ ヘッジ会計適用のための文書化要件に準拠した財務システムの構築
- ▶ IFRSにおける公正価値会計や減損テストで使用する評価モデルに対応したシステムの構築

税務

- ▶ IFRS適用に伴う一時差異を考慮した税務処理及び戦略
- ▶ リースや特別目的事業体(SPE)の利用に関連する税務戦略の見直し

財務

- ▶ 借入契約条項(EBITDA、インタレスト・カバレッジ・レシオなど)の見直し
- ▶ 配当政策の見直し
- ▶ ヘッジ会計の適用可否の検討

人事

- ▶ 業績指標に基づく役員、従業員の報酬制度を採用している場合における業績指標の定義と報酬制度の見直し

研究開発

- ▶ 開発費の資産化に伴う管理方法の見直し

販売

- ▶ 収益認識の見直しによる取引条件の変更

M&A

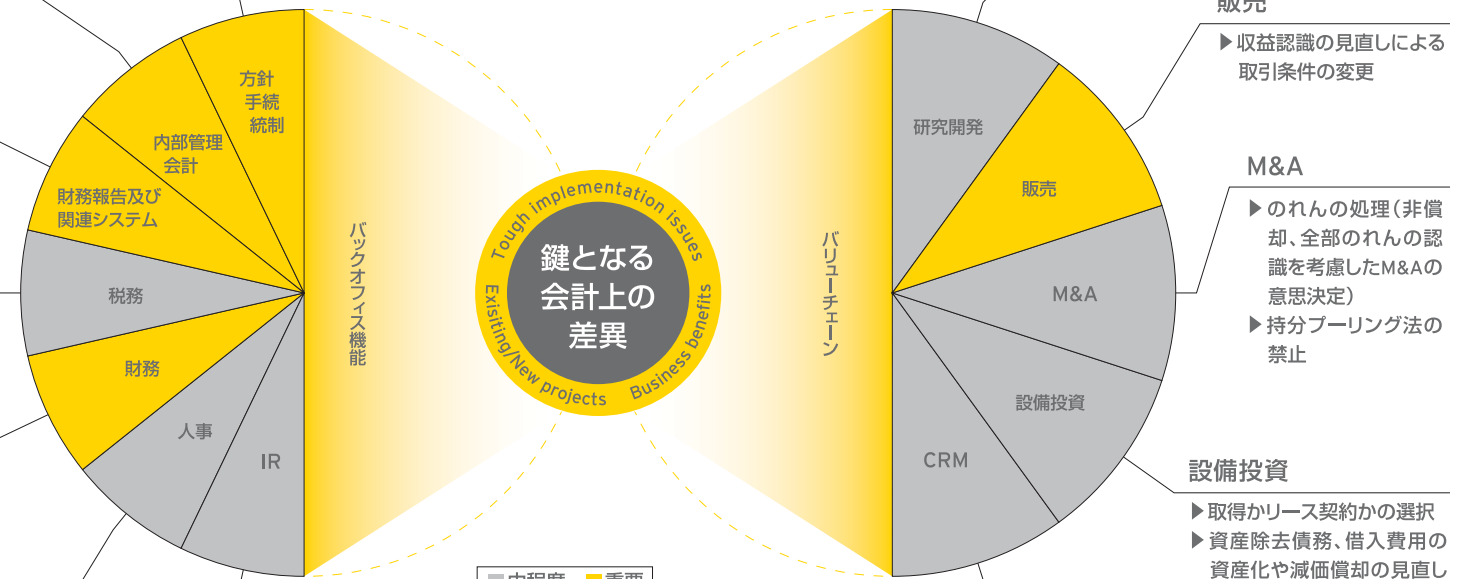
- ▶ のれんの処理(非償却、全部のれんの認識を考慮したM&Aの意思決定)
- ▶ 持分プーリング法の禁止

設備投資

- ▶ 取得かリース契約かの選択
- ▶ 資産除去債務、借入費用の資産化や減価償却の見直しを考慮した設備投資計画の検討

CRM

- ▶ 顧客との各種契約条件・取引価格の見直し



■ 中程度 ■ 重要

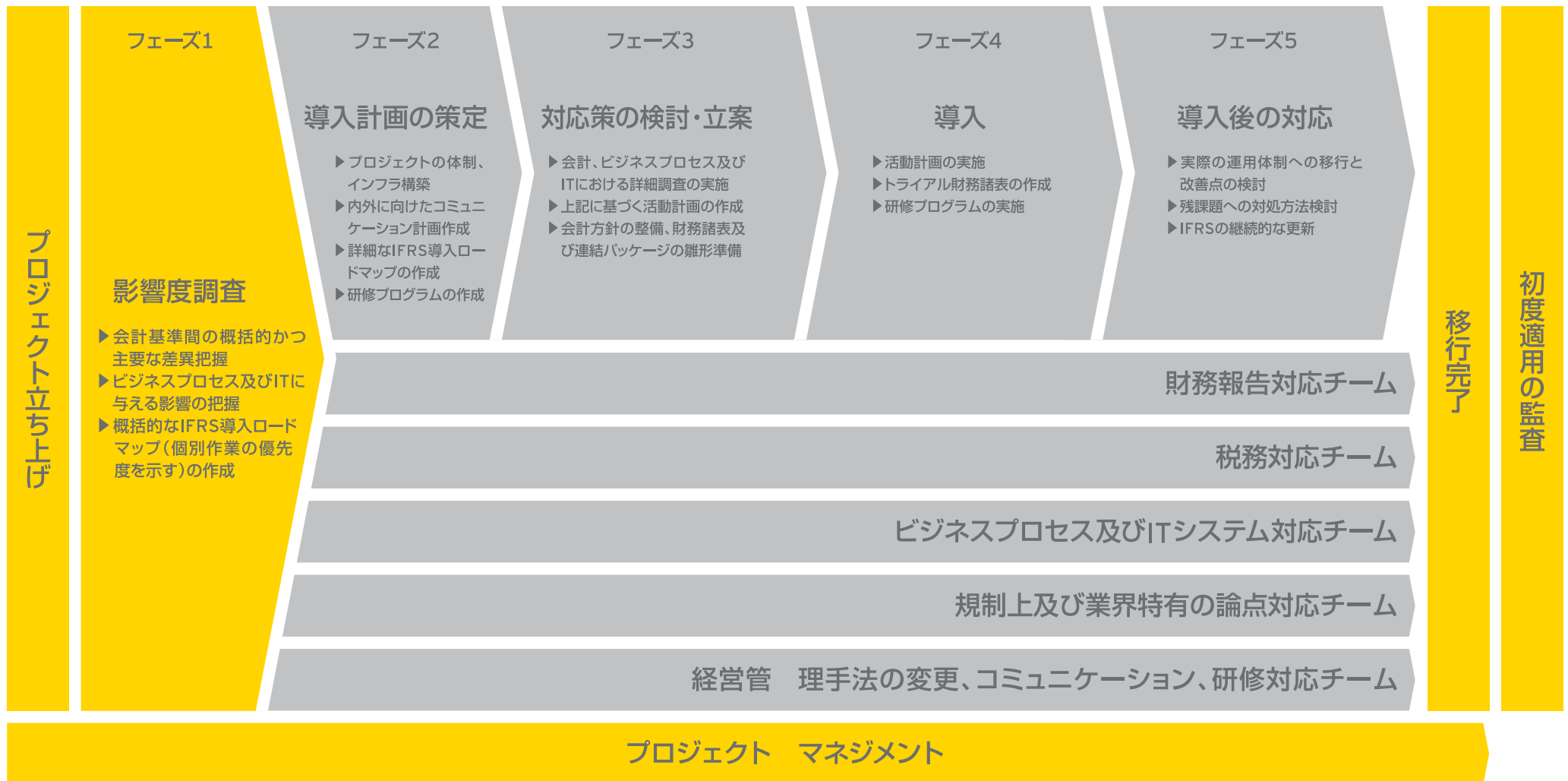
IR

- ▶ 投資家やその他の利害関係者との十分なコミュニケーションの必要性
- ▶ IR上の影響を考慮した、主要な業績指標の見直し

付録 2—新日本有限責任監査法人のIFRS導入アプローチ

独自のアプローチと専門家の知見を融合し、総合的に支援します。

新日本有限責任監査法人のIFRS導入アプローチは、アーンスト・アンド・ヤングによって開発された方法論に基づいており、ビジネス上の影響を含む、IFRS導入に伴うさまざまな課題に効率的かつ適切に対処するために設計されております。このアプローチは、企業の状況に合わせてカスタマイズすることができるので、柔軟な対応が可能となります。新日本有限責任監査法人では、IFRS導入プロジェクトの各フェーズで、IFRS導入に関連する多くの論点について熟知した専門家が豊富な経験と高度な知識に基づきプロジェクトの円滑な遂行を支援します。



主なIFRS導入関連サービス

- ▶ 影響度調査
- ▶ 会計方針/マニュアル策定及び導入の支援
- ▶ プロジェクトマネジメント支援
- ▶ 研修の計画・実施
- ▶ その他、各フェーズにおける支援、ベストプラクティスの提案等

その他 IFRS 関連リソース

新日本有限責任監査法人 IFRS サイト

IFRS に関するリソースを紹介する総合サイトです。多彩なコンテンツを参照いただけます。

www.shinnihon.or.jp/ifrs



- ▶ **刊行物:**
 - ▶ IFRS Outlook — IFRS の最新動向や企業が考慮すべき論点などのトピックを専門家としての見解を交えてお伝えしています。(隔月)
 - ▶ IFRS Developments — 公開草案や新基準、審議会の状況など企業に重要な影響を及ぼす案件の解説をタイムリーに提供しています。
 - ▶ 保険 IFRS アラート — 2011 年の新たな基準の公表に向けてプロジェクトが進行中の保険契約について、月次で審議の進捗状況を解説します。

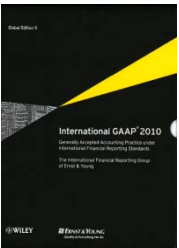
- ▶ **IFRS ウェブキャスト:**
IFRS の話題のトピックについての改正をタイムリーに動画形式で配信しています。



- ▶ **IFRS ウェブラーニング(有料):**
IFRS の基礎をオンラインで自習できる教材です。すでに多くの企業の社員教育としてもご利用いただいています。




書籍

- ▶ **International GAAP®**



国際会計基準(IFRS)の紹介に加え、その背景にある会計理論の説明、今後、見込まれる改訂などの解説、さらに実務上の問題点に関する解釈にまで踏み込んだ解説書の最新年度版です。世界各国における IFRS 適用の事例が増える中、新たに判明した実務上の諸問題を詳細に分析しています。IFRS の実務を把握し、問題点の検討を行う企業担当者や会計実務者にとって必携の一冊です。

- ▶ **国際会計の実務 International GAAP®**


『International GAAP』の日本語翻訳版。『国際会計の実務【金融商品・保険契約】』と併せてご活用ください。

- ▶ **IFRS 国際会計基準の初度適用**


IFRS1 の概要のほか、会計テーマごとに、IFRS の概要、初度適用時の論点、欧州での実務対応を詳解。初度適用に際し、日本企業が IFRS を遡及適用するとき直面する課題について、実務的な解決策を含めて解説しています。

- ▶ **完全比較国際会計基準と日本基準**


個別の論点ごとに IFRS と日本基準との主要な考え方の相違や会計処理方法の差異及び実務上のポイントについて、例を多く設けて詳細に解説しています。また、巻末には表示及び開示規定に関する IFRS と日本基準の比較を掲載しています。

IFRSに関する最新ニュースや、基準の解説などのコラムを隔週及び号外でeメールを通じてタイムリーにお知らせしています。
*ご登録は、新日本有限責任監査法人 IFRS サイトから。

◆◆◆ IFRSメールマガジン 10年4月19日 vol.23 <http://www.shinnihon.or.jp/ifrs>

◆◆◆ 新日本有限責任監査法人のホームページがリニューアルしました。IFRSサイトは、テーマ別検索機能もついてさらに使いやすくなりました。ぜひご利用ください。
http://r31.smp.ne.jp/u/No/47508/5F16KH7c10D_4774/ifrs_100418001.html

◆◆◆ < コラム >

◆ IFRSウェブキャスト
「負債」プロジェクトの概要 - 公開草案「IAS第37号における負債の測定」

IAS第37号「引当金、偶発債務及び偶発資産」の改訂の一環として、負債の測定方法を明確化するたの再公開された作業草案について解説します。
http://r31.smp.ne.jp/u/No/47508/6K8G4fH7c10D_4774/ifrs_100418002.html

◆ IFRSポイント解説

・連結 (2)
今回は「連結」の第2回目です。
特別目的事業体 (SPE)、決算日の異なる子会社、会計方針の統一、子会社の欠損、支配の喪失を伴わない子会社に対する親会社側の支配について説明します。 [PDF 311KB]
http://r31.smp.ne.jp/u/No/47508/6AL16AH7c10D_4774/ifrs_100418003.html

(パブリックコメント)
http://r31.smp.ne.jp/u/No/47508/bf8L1kH7c10D_4774/ifrs_100418004.html

◆◆◆ << IFRS ニュース >>

□ ■ 金銀行 ■ □

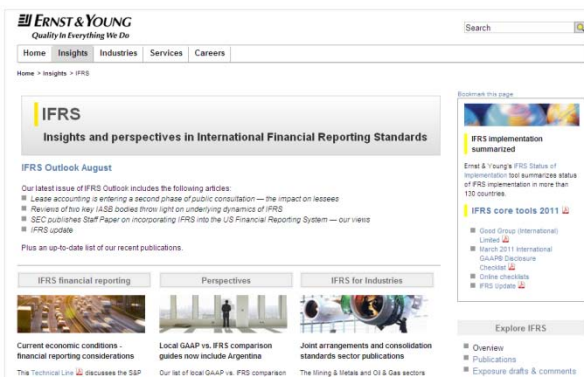
◆ 国際会計基準に基づく四半期連結財務諸表の開示例の公表について

指定国際会計基準に基づく四半期連結財務諸表を作成する場合における実務の参考として示したものです。
http://r31.smp.ne.jp/u/No/47508/AJua2GH7c10D_4774/ifrs_100418005.html

Ernst & Young Global IFRS サイト(英語)

アーンスト・アンド・ヤングの IFRS 情報サイトです。世界中に向けてさまざまなナレッジをスピーディーに展開しています。

www.ey.com/ifrs



▶ ウェブラーニング - Web-based learning

基礎的な会計概念および IFRS に関する基礎知識を習得することができるウェブラーニングです。IFRS の基本的な会計概念及び知識を取り扱う講座を収録しています。

Download our web-based learning modules

Each of our downloadable modules includes content-based exercises, an e-learning test, and a PDF manual.

This table provides a quick overview of the available modules. The detailed program information, including the number of modules, the number of exercises, the number of e-learning tests, and the number of PDF manuals, is available in the 'Download our web-based learning modules' section of the website.

Some of the modules are available in both English and Japanese. For this reason, only the English version is listed in this table. Whether you work in either language, you will find the content to be useful when you work through the modules.

Content of these modules will be reviewed and updated from time to time. Please refer to the 'Download our web-based learning modules' section of the website for the latest information on the availability of these modules. The content of these modules is subject to change without notice. Ernst & Young reserves the right to modify the content of these modules at any time without notice.

For more information, please visit the website.

Title	Release Date	Download
Accounting	October 2009	Download
Cost flow methods	August 2009	Download
Foreign currency	August 2009	Download
Impairment	September 2009	Download
IFRS implementation	September 2009	Download
Lease accounting	August 2009	Download
Local GAAP vs. IFRS comparison	August 2009	Download
Revenue	September 2009	Download
Share-based payments	August 2009	Download
Share-based payments	August 2009	Download

Search

Enter text

Go

International Financial Reporting Standards

- Checklist
- Manuals
- Download our web-based learning modules
- Tools

Tools

- E-learning
- Web-based learning
- International GAAP (IGAAP)

GAAIT (Global Accounting & Auditing Information Tool) (英語。有料)

クライアント専用のリサーチツールです。

- ▶ **International GAAP® online チャンネル**
International GAAP®書籍、すべてのIASB公式基準書、公開草案及びディスカッション・ペーパー、IFRS報告企業の年次報告書・財務諸表一式を収録しています。

【IFRS導入サービスについてのお問い合わせ】

新日本有限責任監査法人 IFRS 推進本部
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル
Tel: 03 3503 3508 Email: ifrs@shinnihon.or.jp

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の14万1千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果します。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。詳しくは、www.ey.com にて紹介しています。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、アーンスト・アンド・ヤングのメンバーファームです。全国に拠点をもち、日本最大規模の人員を擁する監査法人業界のリーダーです。品質を最優先に、監査および保証業務をはじめ、各種財務関連アドバイザリーサービスなどを提供しています。アーンスト・アンド・ヤングのグローバル・ネットワークを通じて、日本を取り巻く世界経済、社会における資本市場への信頼を確保し、その機能を向上するため、可能性の実現を追求します。詳しくは、www.shinnihon.or.jp にて紹介しています。

アーンスト・アンド・ヤングのIFRS（国際財務報告基準）グループについて

国際財務報告基準（IFRS）への移行は、財務報告における唯一最も重要な取り組みであり、その影響は会計をはるかに超え、財務報告の方法だけでなく、企業が下すすべての重要な判断にも及びます。私たちは、クライアントによりよいサービスを提供するため、世界的なリソースであるアーンスト・アンド・ヤングの構成員とナレッジの精錬に尽力しています。さらに、さまざまな業種別セクターでの経験、関連する主題に精通したナレッジ、そして世界中で培った最先端の知見から得られる利点を提供するよう努めています。アーンスト・アンド・ヤングはこのようにしてプラスの変化をもたらすよう支援します。

© 2011 Ernst & Young ShinNihon LLC
All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本有限責任監査法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。